

## むつ市議会第239回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成31年3月6日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

- (1) 18番 齊藤孝昭 議員
- (2) 14番 中村正志 議員
- (3) 15番 濱田栄子 議員
- (4) 3番 佐々木隆徳 議員
- (5) 1番 原田敏匡 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24人）

1番	原 田 敏 匡	2番	山 本 留 義
3番	佐々木 隆 徳	4番	工 藤 祥 子
5番	横 垣 成 年	6番	目 時 睦 男
7番	野 呂 泰 喜	8番	石 田 勝 弘
10番	東 健 而	11番	佐 賀 英 生
12番	富 岡 修	13番	大 瀧 次 男
14番	中 村 正 志	15番	濱 田 栄 子
16番	浅 利 竹 二 郎	17番	佐々木 肇
18番	齐 藤 孝 昭	19番	富 岡 幸 夫
21番	川 下 八 十 美	22番	半 田 義 秋
23番	菊 池 光 弘	24番	岡 崎 健 吾 郎
25番	鎌 田 ち よ 子	26番	白 井 二 郎

欠席議員（2人）

9番	菊 池 広 志	20番	村 中 徹 也
----	---------	-----	---------

説明のため出席した者

市 長	宮 下 宗 一 郎	副 市 長	鎌 田 光 治
副 市 長	川 西 伸 二	教 育 長	氏 家 剛
公 営 企 業 者 管 理 者	花 山 俊 春	代 監 査 委 員	齊 藤 秀 人
選 挙 管 理 会 長 委 員	畑 中 政 勝	農 委 員 会 長	立 花 順 一
総 務 部 長	村 田 尚	企 画 政 策 長	吉 田 和 久
財 務 部 長	吉 田 真	財 務 部 務 監	赤 坂 吉 千 代
民 生 部 長	中 里 敬	福 祉 部 長	瀬 川 英 之
健 康 推 進 部 長	徳 田 暁 子	子 ども 部 長	須 藤 勝 広
経 済 部 長	三 上 達 規	都 市 整 備 長	光 野 義 厚
川 内 庁 舎 長	二 本 柳 茂	大 所 畑 庁 舎 長	立 花 一 雄

沢長部ロシ監  
 野所プロ  
 舎済イシ進  
 テー  
 協庁経シモ推  
 選委事  
 農委事経理  
 公局下部  
 総副市公  
 企政政推企課  
 民副環課  
 経政推水課事農委事次  
 教委事副学課  
 財財

浜 田 一 之  
 濱 田 賢 一  
 佐 藤 節 雄  
 濱 谷 重 芳  
 伊 藤 大 治 郎  
 中 村 智 郎  
 成 田 司  
 金 浜 達 也  
 和 田 正 顕  
 石 橋 秀 治

計者部事長  
 理務 納 室  
 監事 査務 委員長  
 教育部長  
 総政推総 務進課  
 総副防課 務理安  
 民政推市サ推市 生進一進課  
 子み政推子支推子支 どり進育進育課  
 教委事政推総 員務進課  
 公企政推下政推 業進道進 民市又課

畑 中 秀 樹  
 金 澤 寿 々 子  
 松 谷 勇  
 角 本 力  
 佐 藤 孝 悦  
 坂 野 か づ み  
 菅 原 典 子  
 木 下 尚 一 郎  
 川 西 雅 人  
 中 村 昭 男

も部も長	柳	谷	恭	子	部略長	杉	澤	一	徳
部光課幹	畑	中	正	行	理会局幹	橋	立	宣	幸
育会局校課幹	中	居	春	雄	営局長	野	坂	武	史
営局長	川	島	一	彦	営局課幹	中	村		満
営局課幹	眞	野	哲	広	画部画課幹	鈴	木	明	人
部境課幹	栗	橋	恒	平	部産課幹	瀬	川	和	宏
部課査	井戸	向	秀	明	部民課査	林			力
部課査	畑	中	佳	奈	部課事	中	村	善	光

子み子家  
 経観戦総  
 教委事学教総  
 公企施  
 公企施総  
 民環政主  
 総総主  
 総総主

経観課  
 選委事総  
 公企総  
 公企施総  
 企政企調主  
 経水振主  
 民市又主  
 総総主

菅員務主  
 業課  
 業設主  
 策整  
 済興  
 生一ツ主  
 務務

事務局職員出席者

事務局長	東		雄	二	次	長	伊	藤	泰	成
総括主幹	奥	本	聡	志	主	幹	葛	西	信	弘
主任主査	堂	崎	亜	希子	主	査	井	田	周	作

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（白井二郎） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

## ◎諸般の報告

○議長（白井二郎） 本日諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（白井二郎） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

## ◎日程第1 一般質問

○議長（白井二郎） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、齊藤孝昭議員、中村正志議員、濱田栄子議員、佐々木隆徳議員、原田敏匡議員の一般質問を行います。

## ◎齊藤孝昭議員

○議長（白井二郎） まず、齊藤孝昭議員の登壇を求めます。18番齊藤孝昭議員。

（18番 齊藤孝昭議員登壇）

○18番（齊藤孝昭） おはようございます。一般質問をさせていただきます。

今回の質問事項は、釜臥山スキー場リフトについてと皇位継承に伴う10連休についての2項目であります。

初めは、釜臥山スキー場のリフトについてであ

ります。スキー場のリフト運行に当たっては、索道事業に関する安全性の向上、安全管理規程及び安全報告書の公表等について、鉄道事業法を準用することとなっていて、特に自治体が所有するスキー場においては、利用者だけでなく、広く市民の皆様へ公表することが市の責務ではないかと考えています。したがって、釜臥山スキー場においても、鉄道事業法に基づき輸送の安全確保のための取り組みや安全実態について、市や管理団体が自ら振り返るとともに、利用者の方々に広くご理解をいただくため、スキー場のリフト輸送に関する安全報告書を公表すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次は、第一リフトの更新についてであります。私は、15年前のむつ市議会第179回定例会及びむつ市議会180回定例会において、釜臥山スキー場の整備計画について一般質問を行っています。その質問事項の調査時点において、当時スキー場整備計画では、第一リフトの更新や新たなリフトの新設等も検討されたように記憶しておりますが、条件や環境等、さまざまな事情により、それは実現に至りませんでした。

そして、近年もまた第一リフトを2人乗りへ更新できないかという声を聞きます。その理由には、初心者は恐怖心から乗れない、子供を1人で乗せる不安、風の影響を受けやすいため怖いなどの理由が挙げられるようです。また、リフト鉄塔の耐用年数や設備の老朽化等も心配の一因と言えるかもしれません。確かに急斜面に設置されたシングルリフトは、全国を探してもなかなかお目にかかることはありませんが、長期にわたり保守や点検整備をしっかり行い、安全対策も万全で運転を継続してきたことも事実であります。

現状は、財政が厳しい中で利用者の皆様からの要望に十分応えられていない状況ではあります。索道設備の耐用年数や安全確保の観点、財政

上の問題や環境の整備、さらにはリフト利用者の推移等々を考慮したうえで、第一リフトの更新は可能なのかお知らせください。

2点目は、皇位継承に伴う10連休についてであります。10連休に関する特別法を審議した衆参両院の内閣委員会は、国民生活に支障がないよう万全を期すべきだとする附帯決議を採択し、保育についても政府に適切な対応を求めています。しかし、現状は、認可保育所を所管する各自治体のそれぞれの判断に委ねられるようで、休日保育の体制拡充を検討する自治体とそうでない自治体とで対応策が分かれているようです。

また、休日保育を行った場合の保育士や関係者のワーク・ライフ・バランスを保てないとか、休日に開所することによる人件費などに対する予算措置があるのか、さらに保育士や職員のスケジュール調整ができるのか等、解決しなければならない課題が山積する。一方で、開所した際、どれくらいの方が利用し、その準備の規模をどの程度とするのか難しい選択となります。

さて、今回の一般質問を通告した後の先月25日に皇位継承に伴う4月末からの10連休の国の対処方針が政府関係者から明らかになり、内容は次のとおりであります。

まず、地域の実情に応じた保育を確保するため国の補助加算制度に加え、10連休中の追加ニーズの把握、事業者の受け入れ数の拡充、住民への情報提供の3点を自治体に要請する。

医療機関では、救急対応や外来患者の受け入れ予定などの論点を整理したうえで、必要な体制がとられていることを都道府県を通じ地域住民に周知する。

電気、ガス、水道などライフラインの安定供給でも支障がないよう関係事業者に万全な体制整備を依頼する。

金融機関では、現金自動支払機などの顧客サー

ビスは通常の休日と基本的に変わらないものの、連休前後の平日に集中する事務を円滑に処理するための人員確保を各機関に要請する。

小、中、高校の授業時間の確保が困難な場合は、夏休みなど長期休暇の一部を授業日に振り替えることや、弾力的な時間割を編成することで対応する。

一般家庭ごみは、10連休でも適切な対応がとられるよう、状況把握や周知を行うなど、国民生活に影響が出る事態を避けるための対処方法について、国の各省庁から指示されるようです。

ただ、どちらかという国からのお願いといった感じを受けていますが、むつ市ではどのようにお考えなのでしょうか。今回は、特に学童保育及び保育所や認定こども園の動向を把握し、対応する考えはないかということに絞ってお尋ねいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） おはようございます。斉藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、釜臥山スキー場リフトについてのご質問の1点目、リフト輸送に関する安全報告書の公表についてお答えいたします。スキーリフトは、鉄道事業法に基づき、索道事業の許可を受けて輸送の安全を確保し、運行しなければなりません。索道事業者には、安全管理規程を作成し、国土交通大臣へ届け出ることが義務づけられていることから、釜臥山スキー場の安全管理規程は索道事業者であるむつ市体育協会が作成し、東北運輸局長へ届け出しております。

また、安全報告書は索道事業者が作成し、公表することが義務づけられておりますので、むつ市体育協会が作成し、利用者への情報提供のため、センターハウス入り口に掲示して公表しております。

す。

次に、ご質問の2点目、第一リフトの更新は可能なのかについてお答えいたします。現時点では、第一リフトの更新の計画はございませんが、今後競技団体などの要請を踏まえながら、釜臥山スキー場のあり方や方向性及び財政状況などを総合的に勘案し、対応を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、皇位継承に伴う10連休についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 皇位継承に伴う10連休についてのご質問にお答えいたします。

学童保育及び保育所や認定こども園は、通常土曜日は開所となり、日曜、祝日は休みとなりますので、4月27日以外の9日間は利用できないこととなります。

学童保育につきましては、アンケート調査等により保護者の意向を確認したうえで、必要な支援員の人員の確保などを含め、連休中の対応を検討していくこととしております。

一方、保育所や認定こども園につきましては、動向調査の結果、4月27日以外は休園という状況でしたが、民間が運営していることに加え、人件費の負担、保育士不足と言われている状況などから、休日保育の要請は難しいものと考えておりました。

このような中、10連休の国の対応方針が県を通じて通知されましたことから、市といたしましては、この方針に基づき、各保育施設と連携しながら迅速に対応してまいりたいと考えております。

また、むつ市総合経営計画において、児童福祉の充実の中で掲げている多様な保育サービスの充実を図るという観点からも、ファミリーサポートセンターにおける一時預かり事業の利用に関する

周知徹底など、休日保育を必要とする保護者へできる限りの対応を検討していくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） スキー場について再質問させていただきます。

先ほど壇上での市長の答弁でいくと、安全報告書はセンターハウスに掲示しているということでありましたが、そのセンターハウスの掲示場所についても工夫する必要があると思います。壇上で申し上げましたが、幅広くというふうな観点でいくと、スキー場に行かないと見られないというよりだったら、市のホームページまたはむつ市体育協会のホームページ等で公表することが必要だと思えます。

やはり利用者だけでなく、利用しない人も、市の施設ですから、どんなことになっているのかというふうな公表または見たいという要望には応えるべきだと思いますので、今後市のホームページ等で公表することをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございますので、広く市民の方々にも知っていただけるよう、市のホームページあるいはむつ市体育協会のホームページでその掲載することを検討させていただきたいと存じます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） それでは、平成29年度の報告書にある基本方針と安全目標はどのような内容になっているのかお知らせください。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

安全報告書の基本方針と安全目標についてお知らせいたします。1つとして、一致団結して輸送

の安全の確保に努めること、2つ目として、輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解し、これを遵守するとともに、厳正、忠実に職務を遂行すること、3つ目、常に輸送の安全に関する状況を確認し、理解すること、4点目として、職務の実施に当たり、推測に頼らず、確認の励行に努めること、5点目は、事故、災害等が発生したときは人命救助を最優先とし、速やかに安全かつ適切な処理をすること、6点目は、事故、災害などに関する情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、透明性を確保すること、以上の基本方針と安全目標を定めて安全管理に努めておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 索道施設、いわゆるリフトのことですけれども、その整備点検はどのように行われていますか。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） 整備点検につきましては、索道事業者による毎日の点検、始業点検を行っております。そのほかに、シーズン3回にわたって専門業者による点検を行って安全の確保に努めております。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 平成29年度ですが、昨年3月定例会でスキー場の事故について報告がありました。内容は、リフトの運転事故ということで、報告第4号ではありましたが、スキー場で発生したリフト乗り場での事故について報告ということでもあります。このことについて、平成29年度の安全報告書には記載がありませんでしたが、どういう理由だったのでしょうか。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） お答えいたします。

鉄道事故等報告規則によりまして、索道運転事故という報告の義務がございます。この索道運転

事故とは、索条切断事故、搬器落下事故、搬器衝突事故、搬器火災事故、索道人身障害事故と定義をされておりまして、これらの索道運転事故が発生した場合は、速やかに地方運輸局長へ報告することとなっております。

むつ市議会第235回定例会、報告第4号で専決処分した事故につきましては、索道運転事故に該当しないことから、安全報告書に記載する必要がないものと伺っております。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） その事故に該当しないということは、どういう理由でしょう。

○議長（白井二郎） 民生部長。

○民生部長（中里 敬） この事故の概要につきましては、鉄道事業法施行規則に定められておりまして、この事故の報告すべき人身障害事故の規定がございます。この規定は、「乗客、乗務員等に死亡者を生じたもの」、「5人以上の死傷を生じたもの」、「索道係員の取扱い誤り又は索道施設の故障、損傷、破壊等に原因があるおそれがあると認められるもの」、その他として「特に異例と認められるもの」という規定がございます。平成29年度の事故は、この事故に該当しないものと判断しております。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） そのことについてなのですけれども、昨年3月定例会の報告は、スキー場でこの事故というふうな報告になっていましたので、当然その安全報告書に記載があるものだと私は思っていました。今の答弁でいくと該当しない、その内容はそうですよということだったので、ではそうなのかなというふうなことで処理したいと思いますが、ただ我々にはリフトでの事故という報告で、しかも承認する事項になっていきますから、もう少しこの安全報告書には、例えばその他でこういうことがありましたよみたいなことの記載が



あってもいいのではないかというふうに思います。別に隠したとか隠さないとか、そういう問題ではなくて、正確に住民の皆さんにこんなことがあったというのをお知らせすることが、その報告の義務だというふうに思っていますが、そのところはどのようなでしょう。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

議員のご指摘がありましたとおり、そもそもその定義ということをごどのように解釈するかによって、この索道運転事故に当たるかどうかということの判断があったのだと思います。そういう意味では、通常議会で報告している案件というのは、これは重大であるからこそ、ある意味ご報告を申し上げているわけでありまして、そういう意味ではこの6条に規定する「特に異例と認められるもの」に該当するというとも言えなくもないということになります。

こうしたことについて、我々市として直接指導しているということではないとは思いますが、今回このようなご指摘があったということをしかりとむつ市体育協会のほうに伝えさせていただいて、今後はその事故については幅広くこうした公表の中にも含んでもらうようにしていきたいというふうに思います。そのことがこれからのスキー場の安全に資するものだとも私も理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（齊藤孝昭） 指定管理者制度になってから、事業者任せというふうな感がたまに感じるときがあります。もう少し委託側の行政も指定管理者団体に関与するとは言いませんが、連携をするというふうな場面も今後ぜひしてほしいなというふうに思います。

次は、第一リフトの更新についてです。先ほど

市長からは、今後ということで検討する課題にあるだろうなというふうなお話をされましたが、一例で言うと、ぎりぎりまで体育施設を直しながら、補修しながら使っていたことで、もうこれ以上は無理だとなった事例にむつ市民体育館があります。ぎりぎりまで使ったおかげでいきなり閉鎖ということで、当然そこを利用していた市民の皆さんは路頭に迷うわけです。

同じ例で、スキー場も老朽化していつかリフトを更新しながら、直しながら、整備しながら使っていたものの、実はあしたから使えないというふうなことになることだけは避けなければならないというふうに私は思っていますが、そのためにやはり更新する計画は立てるべきだと。壇上でも言いましたが、当然財政的な問題もあるだろうし、利用客の推移ということも考えられるだろうし、やはり計画は必要だろうというふうに思います。

いつかということをご不明確にしておくと、なかなかそれはうわさ的な話も広まって、もしかして来年新しくなるのではないかというふうなことを感じる人もいらっしゃる可能性もありますので、そのところはぜひ突然閉鎖とならないための何かの方策を立ててほしいなと思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、計画を立てる前段階としてというか、これは競技団体、それから市民の皆様がスキー場に対してどういったお考えをお持ちなのかということをしかりと聴取する必要があるだろうと。これは、要請という形で我々に来るのか、少しお話し合いをさせていただきという形で来るのかわかりませんが、まずそこからスタートして、具体的にそのスキー場についてこれからどうしていきましようかということがあると思います。

その中には、第一リフトをそのまま存続するという事柄があれば、ペアリフトにするとか、新しいリフトにするとか、今は不便なので、第二と第一の接続をよくするとか、あるいはコースを増設するとか、さまざまな案があると思いますが、いずれにいたしましても、今は計画を立てる前の段階であるということをご理解いただきたいと思っております。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） ということは、当分の間第一リフトの更新はないということでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） その要望とか、あるいはそれを踏まえて我々の検討が速やかに進めば、これは速やかにというか、早いタイミングで更新もあり得ると思っておりますけれども、少なくとも現時点ではそういった声が私自身のところに届いておりませんので、非公式には届いておりますけれども、公式に届いておりませんので、何とも更新を今するともしないとも言えないという状況でございます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） わかりました。

それでは、10連休の対応についてお聞きしたいと思っております。先ほど部長が答弁しました国の補助加算制度というのはどういう制度でしょうか、お知らせください。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

国の補助加算制度につきましてですけれども、保育所や認定こども園において一時預かり事業を実施している場合に、年間延べ利用児童数の区分に応じた補助基準額が設定されており、10連休に子供を受け入れた場合に依りて、別途利用児童1

人当たりの単価を設定し、利用人数に応じて運営費を加算する仕組みとなっております。

以上です。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） わかりました。利用者がどれぐらいいるのかを調査しないと、先ほど壇上では開所する予定はないということでありましたが、どうしても子供を面倒見る場所がないとなった場合、どういうふうな対応をすればいいのかというお知らせはどんな方法でするのでしょうか。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

10連休中の住民や利用者の情報提供に関しましては、今うちで現状実施しておりますファミリーサポートセンター、一時預かり事業について、市のホームページへの掲載、さらには各保育施設等を利用する保護者へはチラシの個別配布を予定しております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） その相談窓口は、その該当する保育所または認定こども園になるのか、それとも役所の窓口になるのか、それもお知らせください。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

私ども子どもみらい部の子ども家庭課と、あとファミリーサポートセンターの事業所で直接窓口として受け入れることにしております。

失礼いたしました。事前に窓口で受け付けることとなります。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） なかよし会の対応はどうでしょうか。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） お答えいたします。

なかよし会、学童保育につきましては、新入学児童も対象となりますので、4月の入学後にニーズ調査を行って、実施するかしないかを検討したいと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 幼児の一時預かりはファミリーサポートセンターで行うということでわかりました。ただ、その受け皿の規模にもよると思えます。大量に見てほしいということは、きっとないだろうなどは予想しますが、仮にそういうふうになった場合はどういうふうな対応をするのかを教えてください。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

恐らく今回このお話には、我々の対応にも限界がありまして、それは斉藤議員初め聞いていただいているこの問題に関心ある方には申し上げたいところではあるのですが、そもそも10連休というのは、これは今回天皇陛下の即位に関するものですから、国民挙げて、これをお祝いしながら迎えたいその行事なのです。そうした中でも働くことが求められている方々がいらっしゃるということもそうですし、そのときに子供を預けなければいけないという論点があるのもわかるのですが、それを全て自治体である我々に責めを負わされても、これはちょっと限界があると。

ふだんやっていることの延長線上で対応できることは当然やりますけれども、恐らくそれ以上のことは、正直申し上げてできません。ですから、ファミリーサポートセンターに幼児を預けるといっても、これは要するに優先順位ありますので、いち早く応募していただきたいと思っておりますし、

それにあふれたからといって何か我々ができるということは、ちょっと現時点では難しいのかなというふうに考えていますので、その点ご理解いただきたいと思います。恐らく全ての自治体がそうだと思います。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） そうなのです。できることとできないことがあって、それを事前にお知らせすることが必要なのです。それをやってほしいからこそこういう質問をわざわざしたのです。

やっぱり行政に国が要望というか、お願いをしたことは、ある意味各自治体で無理なことも多いのです、当然事業者もそうですけれども。なので、やれることとやれないことをやっぱりお知らせすることだけは最低行政がやらなければならないことだというふうに思っています。どうですか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、この10連休中の対応についての、今回学童ですとか保育ですとか、そういった観点も含めて市全体の対応、窓口も含めて。これは、4月号の広報むつで詳細を掲示させていただきますので、ぜひこれをご確認いただいて、皆さんにご対応いただければなど、このように考えております。

○議長（白井二郎） 18番。

○18番（斉藤孝昭） 終わります。

○議長（白井二郎） これで、斉藤孝昭議員の質問を終わります。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩いたします。

午前10時31分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎中村正志議員

○議長（白井二郎） 次は、中村正志議員の登壇を求めます。14番中村正志議員。

（14番 中村正志議員登壇）

○14番（中村正志） おはようございます。自民クラブの中村正志です。むつ市議会第239回定例会に当たり一般質問を行います。市長並びに理事者の皆様におかれましては、明快かつ具体的で前向きなご答弁をお願いいたします。

質問の第1は、財政についてであります。その質問の1点目は、予算編成過程についてであります。国にしても、各自治体にしても、事業のために幾ら使い、そのために必要な財源として税金をどれだけ徴収するか、それでも足りない部分をどれだけ借金することで補うかということを経済という形で決めています。予算を決めるということは、国や各自治体が行政サービスの内容と住民の負担を決定することであるので、民主主義の観点から、憲法や法律により議会の議決によることが求められています。一言で言えば、財政民主主義ということになりますが、議員が予算案の内容を知り、十分に理解したうえで議会において議論することが、当たり前のことではありますが、重要になります。

また、一方では民主主義の観点からいえば、議会での議論だけではなく、市民も直接予算案について意見が言えることも必要ではないかと思えます。

法律で公開が義務づけられている予算書ではありますが、自治体の中には、いつでも住民が容易に見ることができるようになっていないところもあるようです。さらに言えば、予算編成過程については、全く住民の目に触れない場合がほとんどであります。

予算編成過程を透明化し、広く公開することに大きな意味があると私は考えます。なぜなら、そ

こには行政の、このまちをよくしていくのだという全てが含まれていると思うからです。政策目的、政策実現のための方策、経費の効率性、財源の確保、首長の意思など、政策や財政に関する全ての情報が満載されています。これら予算編成過程を公開することは、その後の予算審議においても論点がより具体的で明確になります。加えて、宮下市長の目指す市民協働による新たな市政経営モデルへの挑戦にもつながっていくと私は考えます。

以上から、むつ市の基本的な予算案決定までの流れと予算編成過程を情報公開してはどうかについてお尋ねいたします。

質問の2点目は、歳入の確保の観点から、受益者負担についてお尋ねします。財源をどうやって確保すればよいか考えたとき、歳入規模に見合った収支均衡予算である以上は、総合経営計画推進のために新規事業を立案しようとしても、継続して実施している事業の財源を確保したうえで新規財源を確保しようとするれば、それは非常に困難なものとなります。

それでは、財源の確保はどうすればよいのか。例えばこれまでにない財源、新税の導入や超過課税による増税などは選択肢の一つとして可能性は考えられますが、実際には地方税条例の改正などを伴い、新規事業のたびに導入するのは現実的ではないと思えます。

財源の確保には、現在行われている新税、増税以外の歳入の確保と歳出削減とが確実で、現実的な方法であると考えます。

歳入の確保の視点として、次の3点を挙げてみたいと思えます。

ふるさと納税やクラウドファンディングなどの寄附金を増加させること、広告料収入などの諸収入を増加させること、使用料、手数料、分担金、負担金などの受益者負担金を新設または増額させること。この中から受益者負担についてお尋ねを

します。

地方公共団体が提供する行政サービスは、住民の皆様からお預かりする税金を基本的な財源としていますが、特定のサービスを受ける人に受益の範囲内で応分の負担をしていただくことを基本的な考え方としており、これが受益者負担の原則となります。また、サービスを利用するものと利用しないものとの負担の公平性を確保するためには、自治体としての統一した方針が必要であると思います。

公共施設の利用形態や運用方法はさまざまありますが、維持管理には経費がかかり、それらは施設を利用する方からの使用料と市民の皆様からの税金によって賄われています。施設の中には、行政運営や市民生活に不可欠な施設から、必要に応じて選択的に利用される施設まであり、施設の市民負担の検討において全てを一律に取り扱うことは、適切な施設運営とは言いがたいものと考えられます。したがって、受益者負担の原則はあるものの、税で負担する部分も必要なことから、その施設の設置目的や性質に合わせて、税で負担する割合と受益者が負担する割合とを区別する必要があると思います。

公共施設の使用料等を見直していくことで、将来にわたって安定した施設サービスを提供し、施設の利用者と市民が適正に負担を分かち合いながら、持続可能な施設運営を図っていくことが重要であり、そのためには受益者負担の算定基準を明らかにし、その透明性を確保することが必要だと考えます。

以上のことから、むつ市において、施設別、事業別の管理運営費などのコスト計算はどのように行われているのか。受益者負担の割合に関して、施設や事業の性質をどのように捉えているのか。むつ市の受益者負担の適正化方針についてお尋ねをいたします。

質問の第2は、むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。むつ市の総人口は、むつ市人口ビジョンで示すとおり、昭和60年の7万1,857人をピークに減少し続けています。また、平成12年を境に65歳以上の高齢人口が14歳以下の年少人口を上回っています。このような状況から、むつ市は今後も人口減少及び高齢化が進行していくと推計されます。

人口減少は、高齢化の進行も相まって消費や経済力の低下を招き、今後の経済、地域社会や市民一人一人の生活に大きな影響を及ぼし、さらには人口減少が地域経済の縮小及び地域経済の縮小が人口減少を加速させるという悪循環が連鎖するとされています。この負のスパイラルに歯どめをかけ、むつ市の創生をなし遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的、持続的に取り組むむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成27年9月に策定されました。この総合戦略においては、5年間の取り組みに対する各政策分野の基本目標を設定するとともに、それぞれの施策に重要業績評価指標KPIを設定しており、検証、改善を図るための仕組みとしてPDCAを運用しております。また、5年計画でありますので、来年度が最終年度となります。

以上のことから、次の4点についてお尋ねいたします。

1点目、これまでの事業実績、事業効果について。

2点目、事業効果の検証や改善についてはどのように行われてきたのか。

3点目、最終年度の取り組みについて。

また、この総合戦略は、計画の5年が終了したからといって事業をやめるという性格のものではないので、4点目、計画終了後の取り組みについてどのように行われていくのか、あわせてお尋ねをいたします。

質問の第3は、児童生徒の放課後の過ごし方についてであります。1点目は、小学校での部活動のスポーツ少年団への移行についてであります。

現在むつ市において、2020年4月を目途としてスポーツ少年団等への移行に向けて、保護者と学校、関係団体などの地域の方々が一緒になって小学生スポーツ活動の環境づくりのため鋭意努力されていると認識しております。昨年6月の一般質問では、半数を超える小学校でスポーツ少年団への移行がされていませんでした。あと1年ありますので、取り組み状況についてお尋ねをしたいと思います。

まず、昨年以降の各小学校での現状はどのようになっているか。来年度の各小学校での動き、また全体としての取り組みはどうか。指導者の確保は順調に進んでいるのか。指導者バンクが立ち上がったと聞いていますが、登録状況はどうなっていますか。また、各学校とのマッチングはうまくいっていますか。学校施設の使用はスムーズに行われていますか。スポーツ少年団を支える運営体制づくりはどうなっていますか。

以上、あわせてお尋ねいたします。

2点目は、運動部活動の青森県教育委員会の新指針についてであります。青森県教育委員会は、昨年12月にスポーツ庁が示したガイドラインに基づき、小・中・高校の運動部活動についての新指針を策定し、各市町村教育委員会に対して新指針を参考としたそれぞれ運動部活動の方針を策定するよう速やかな対応を求めています。

青森県教育委員会の新指針では、平日1日当たりの活動時間を2時間程度、休養日は週2日以上とすること、またある程度長期の休養期間、オフシーズンを設けることなどが主なポイントとして挙げられております。

そこで質問であります。青森県教育委員会の新指針に対して、運動部活動の現状はどうなっ

ているのか。また、この新指針に対する対応や取り組みはどのようにしていくのか、あわせてお尋ねをいたします。

3点目は、放課後児童健全育成事業、いわゆるなかよし会についてであります。昨年12月、学童保育の職員の配置基準を規制緩和する閣議決定がされました。学童保育の基準を、従うべき基準から参酌すべき基準に変更することにより、現在学童保育には2人以上の職員が配置されていなければならないが、職員が1人いれば運営できるようになる可能性があります。

変更の背景には、人手不足という問題があるようです。全国学童保育連絡協議会の調べによると、小学校1年生から3年生までの学校にいる平均時間が年間で1,218時間、一方、学童保育にいる時間は平均で1,633時間となっています。学校の授業と匹敵する時間、あるいはそれ以上の時間を異年齢の複数の児童と一緒に過ごしています。児童が長い時間過ごす場を支える指導員が働く環境を整備することは、子供たちにとっても必要なことだと思います。

放課後児童健全育成事業について、学童保育の現況はどうなっているのか、希望どおりの受け入れはできているのか、指導員の配置基準の規制緩和に対する対応はどのように行われるのか、あわせてお尋ねをいたします。

以上、壇上よりの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、財政についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

次に、むつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問の1点目及び2点目につきましては、関連がありますので、一括してお答えいた

します。

市では、国及び県の総合戦略を勘案しながら、平成27年9月にむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の克服に向けた地方創生の取り組みを推進しております。

地方創生関連交付金は、平成26年度から平成29年度までの期間において30事業に活用し、総額1億9,975万5,732円の交付を受けており、本年度におきましても3,762万7,000円の交付決定を受け、地方創生に資する取り組みを推進しているところでございます。

地方創生関連交付金における事業実績及び効果の一例を挙げますと、「むつ市のうまい三本の矢」による地域ブランド化推進事業の一つとして大湊海自カレーが挙げられます。これは、平成29年6月に提供を開始してから先月15日には、早くも3万食を突破しております。この実績を経済波及効果に勘案いたしますと、およそ5,900万円の市内経済への波及効果があったものと推計しており、今後もこうした波及効果を拡大していきたいと考えております。

また、事業効果の検証及び改善については、波及効果を図るうえで有効なKPIを設定し、その達成状況により効果の検証を行っているところであり、この過程で顕在化した課題を改善することによって事業の自立自走につなげ、さらなる地域経済の活性化を目指すこととしております。

次に、ご質問の3点目及びご質問の4点目についても関連がありますので、一括してお答えいたします。

国では、東京圏への転入超過による東京一極集中に歯どめがかからない現状を踏まえ、まち・ひと・しごと創生基本方針2018において、若者を中心としたU、I、Jターン対策等を強化することにより、新たに地方へ人の流れをつくることに取り組むとしており、あわせて次期総合戦略の策定

についても示されているところであります。

当市におきましても、高校卒業後の進学や就職による人口流出や、大学卒業時などのU、I、Jターンによる転入者への対策は喫緊の課題となっております。その対策として新たに東京大学と連携した下北Project（学びのイノベーション）事業を展開することで、学力の向上はもとより、スポーツ先端科学や企業ベンチャーに関するノウハウの提供を受けながら、学びの充実を図ることで稼ぐ力を生み出し、人が還流する流れをつくる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また、現行のむつ市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、次年度が策定期間の最終年度となっていることから、これまでの取り組みを踏まえ、次期計画の策定に着手する予定であります。

地方創生における取り組みは、人口減少に歯どめをかけながら、地域の活力を持続させていく非常に息の長い取り組みとなります。今後におきましても、国の支援を十分に活用しながら、仕事が人を呼び、人が仕事を呼び込む好循環を確立する取り組みを推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、児童・生徒の放課後の過ごし方についてのご質問につきましては、教育委員会及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 教育長。

（氏家 剛教育長登壇）

○教育長（氏家 剛） 中村議員のご質問にお答えいたします。

児童・生徒の放課後の過ごし方についてのご質問の1点目、小学校部活動のスポーツ少年団への移行についてお答えいたします。

初めに、スポーツ少年団への移行の状況についてであります。現在小学校13校中、移行を終えた学校が4校、一部の移行を終えた学校が3校、移行を検討中の学校が3校、児童数減少により、

スポーツ少年団を解散したり近隣のスポーツ少年団に参加したりしている学校が3校となっております。

検討中の学校では、スポーツ少年団の運営組織をつくったり、保護者に説明したりするなどし、移行に向けた準備を進めております。

次に、指導者の確保につきましては、昨年12月に指導者バンクを創設しており、各スポーツ少年団の希望に合う指導者を紹介できるよう努めております。

また、これまでの部活動のように、施設設備の補修等の支援のほか、学校施設の使用につきましては、むつ市校長会小学校部会を通じ、スポーツ少年団の活動を優先して施設を使用させていただくことをお願いしております。

次に、ご質問の2点目、運動部活動の県教育委員会の新指針についてお答えいたします。初めに、中学校運動部活動の現状についてであります。生徒数の減少により部活動の種目を減らしたり、団体スポーツから個人競技へ変更したりする学校がふえつつあります。また、教員数の減少や高齢化により専門的な指導ができる指導者も減ってきているため、現在16名の外部指導者にご協力いただいております。

次に、県が示した新指針への対応についてであります。平成30年3月にスポーツ庁から示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を受け、県は平成30年12月に「運動部活動の指針」を新たに策定しております。これは、少子化による部活動数の減少や運営体制の維持の難しさ、合理的な指導のあり方、さらに教員の多忙化などの課題を踏まえた内容となっております。

また、市町村教育委員会や各学校が運動部活動の方針を策定することや、地域や学校の状況を踏まえて教育委員会が部活動指導員を任用し、学校

に配置することも示されております。

一方で、平成30年12月に文化庁が「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定したことを受けて、県は文化部活動の指針を平成31年度中に策定するとしております。

むつ市教育委員会では、中学校の運動部と文化部の両方を含め、国のガイドライン及び県の指針をもとに部活動の指針を策定する予定でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） 財政についてのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、予算編成過程についてであります。当市の基本的な予算決定までの流れにつきましては、10月中旬から翌年度の予算編成方針の作成に取りかかり、11月上旬に予算編成方針を各部長宛てに通知、その後担当部局から予算要求を受けて、財務課担当のヒアリングを行い、12月下旬から翌年1月上旬に財務課長査定、1月中旬に財務部長査定、1月下旬に市長、副市長査定を行い、2月上旬に予算決定という編成スケジュールとなっております。

次に、予算編成過程の公表についてであります。これは予算の編成過程における透明性の確保と予算策定に当たって市民意見の予算への反映という観点から、一部の自治体で実施しております。

県内9市を調査したところ、三沢市を除く8市が予算編成過程の公表は実施していないというところであります。三沢市におきましては、予算編成後に各部からの要求額、財務部調整額、市長の査定額を公表しております。また、青森県におきましては、一般会計当初予算の要求状況として各部からの要求額、主な増減項目、新規事業を公表しているところであります。

先進地自治体におきましては、一部の事業について各部からの要求状況、一次審査額及び最終審



査額について一覧にして公表し、審査内容についても一覧に盛り込むほか、主に新規事業を対象として約1カ月間市民からの意見募集を行い、市民意見の予算への反映できる機会を設けている団体もあります。

一方で、予算編成過程の公表は、最終審査前の情報が既定事実として誤解されてしまうことへの懸念や、予算編成時の膨大な事務をさらにふやすことになるという問題もあり、本市におきましては、これらさまざまな懸念や実務上の問題から、予算編成過程の公表は実施しておりません。

しかし、予算編成過程の公表の主眼であります予算編成に市民の皆様の意見を反映させることにつきましても、重要な課題であると捉えておりますことから、今後とも検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

ご質問の2点目、歳入確保、受益者負担についてであります。まず、受益者負担の適正化方針についてであります。本市におきましては、公の施設の受益者負担の適正化に関する基本方針を平成27年7月に定め、使用料の新規設定及び料金改定で、本方針に基づいて行うこととしております。

この基本方針では、使用料は公の施設などの利用者にその利用の対価として負担していただいているもので、使用料は施設の維持管理などに要する経費を下回る場合、不足分は税金で賄うこととなることを踏まえ、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えると、利用する人が応分の負担をすることによって、初めて負担の公平性が確保されることから、施設の使用料は受益者負担を原則とするとしております。

次に、使用料の算出についてであります。受益者負担の原則に基づき、施設の維持管理などに要する費用を受益者に負担していただくためには、使用料算出の基礎となる原価を的確に把握する必要があります。そのため、原価となる費用は

施設の維持管理などに直接要する人件費、物件費、維持補修費、減価償却費及び補助費などを対象としております。これらの費用から時間原価を、算出対象の施設の面積割などで算出いたします。

最終的には、施設の時間当たりの使用料は、施設の時間原価に性質別の負担率を掛けて算出することになります。この性質別の負担率とは、施設の使用料を設定するに当たって、施設のサービスの性質及び必需性、公共性という2つの分類で施設を区分し、受益者と公費の負担割合を設定するものであります。

まず、この必需性の分類では、広く市民の皆様が必要とされる施設や社会的弱者などを支援するための施設は必需性が強い施設として公費の負担割合を高く、一方日常生活や余暇をより快適に充実したものにするために、個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設につきましては、公費の負担割合を低く設定するものであります。

一方、公共性の分類では、民間に同種、類似のサービスがない施設は公共性が高い施設として公費の負担割合を高く、民間に同種、類似のサービスのある施設は公共性が低い施設として公費の負担割合を低く設定するものであります。この2つの分類基準により性質別の負担率を設定するものでありまして、使用料の新規設定及び改定につきましては、原則的に本基本方針に基づいて行うこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） 児童・生徒の放課後の過ごし方のご質問の3点目、放課後児童健全育成事業についてお答えいたします。

学童保育の児童数は、平成27年度から対象児童が6年生まで拡大されたことにより年々増加しており、平成31年2月1日現在で690人が登録して

おり、昨年度より3.1%増加し、16名の待機児童が発生しております。

学童保育の職員の配置基準の規制緩和の対応につきましては、1教室に2人以上の職員配置基準を1教室に職員1人配置の運用を可能としたものですが、この規制緩和により、待機児童解消に向けた受け皿拡大につながる一方で、子供の安全確保や支援を要する児童の受け入れが難しくなります。

市といたしましては、子供の安全と安心を第一に考え、1教室に最低2人の職員配置を継続し、むつ市総合経営計画の「児童福祉の充実」として掲げている「子どもの健全育成の推進」に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、質問の第1の財政についての予算編成過程についてであります。改めまして予算編成過程というのは、壇上でも一部申し上げましたけれども、まさに市民の声を形にしていく作業そのものであるというふうに感じております。そこには、市長の意思あるいは行政の意思がふんだんにちりばめられている。また、行政の意思として事業の「選択と集中」がそこにぎゅっと詰まっている、そういうものだというふうに思います。

それを踏まえたくて、予算編成過程を公開するという必要だということを再度強調させていただいたうえで、何点かお聞きしていきたいと思っております。現時点では一応研究課題、調査研究していくというふうなお答えでありましたが、そのお答えをどのように受けとめればいいのか、ちょっと今考えているのですけれども、どうなのでしょう、近い将来、公開に向けて調査研究をしていくということなののでしょうか。それとも、公

開できるかできないかも含めて課題として調査研究していくということなののでしょうか。そのあたりの現時点でのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず何のためにそれが必要なのかと、それからそれを必要とする人たちはどういった方々なのかということが正直私にはちょっと見えない部分があって、先ほどの答弁の中ではこういう話をしました。最終審査前の情報が既定事実となって誤解されてしまうことということがまず懸念されるということと、それから実質的に編成過程の中では、財務課、それから私どもも含めて極めて膨大な事務量になっています。本当に5日間ぐらいにわたって、ほぼ全事業を我々市長査定でも見ますので、数十万の事業も見ますので、膨大な事務になります。さらにそれをふやすということが、果たしてその事業効果として出てくるものなのかどうかということがちょっと私には理解できない部分がありますので、早急にこれを公表するというのではないのかなというふうに考えています。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 今市長がおっしゃったみたいに、仕事、事務量が膨大になるということは予測できると思うのですが、それをどうなのでしょう、軽減できるというような策も十分考えられると思うのですが。

今回私どものほうに予算編成方針として渡された資料の中には、予算を要求する際の書式とか、その方法みたいなものまで今回はいただきました。それを見ると、どんどんペーパーレス化が進んでいて、それが進んでいくと、今市長が懸念されている事務量の膨大も防げるのにつながっていくのではないかなと。書式が決まっていますので、それさえあれば、あとはそれを公表するだけ

といった形で、事務量の軽減というの、どんどんペーパーレス化が進めばできるような気がします。

ですので、その辺も含めて私はこの予算編成過程を公開していく、要はどうやって予算が、どういう理由でこういうことをやるのだというのが明確になるということは、やはり市民にとっても、壇上でも申しましたが、新たな市民協働参画に向かううえでも、一つの手法として十分重要なものであると思いますので、その辺も含めて研究課題として取り組みのほうを再度お願いして、この分については終わりたいと思います。

次に、受益者負担についてであります、ただいまのお答えでいきますと、平成27年度に適正化方針のほうを定めておるということでございまして、ちょうど前回の使用料改定のときに当たるのかなというふうに思います。

そうしますと、その適正化方針というものは、どうなのでしょう、きちんとした形でお示しできる状態にあるものなのでしょうか。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

先ほど申しましたこの基本方針につきましては、公開のほうは可能と判断しております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） その基本方針なのですけれども、例えば先ほどの答弁でもありましたが、分類基準というふうなことがございましたけれども、その分類基準にのっとった各施設がこういう分類基準ですよみたいなものまでも示されているものなのでしょうか。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

基本方針の中では、公共性、必需性という範囲の中で各担当部局、施設担当課のほうでそこは判断していただいて、おおむね公費の負担割合、受

益者の負担割合というものを定めていただくという中で、あくまでも最終的には類似施設の料金とか、施設の利用状況等を勘案して決めるということになります。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 現在むつ市において同じような用途で使用されているながら、一部にはちょっと料金、使用料のほうにばらつきがあったりするものも見られたり、中には無料のものもございます。なので、今分類基準というふうなお話をさせていただきましてけれども、各施設ごとの分類基準、正確に示されていれば、そういうふうなことも見直しあるいは検討するときの参考になると思えますし、今後の受益者負担ということも考えた場合でも、わかりやすく改定していける指針になるのではないかなと思いますので、ぜひそのあたりは今後指針の見直し、あるいはつけ加えのほうをしていただきたいというふうに思います。

現在の使用料にばらつきがある施設、あるいは無料のところもあるのですけれども、それに対して将来的にどうこうしよう、要は見直していきましようというふうことはございますか。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

料金のばらつきにつきましては、平成28年度からの使用料、手数料の見直しで、ずれがある部分は相当補正はしたところでございますが、一部主に貸し館という部分ではばらつきは残っているところもあるかと思えます。今後につきましては、使用料、手数料の見直しを、今回消費税のアップということで改正しておりますけれども、今後とも3年程度の周期で見直していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 先ほどのお答えの中にもありましたが、やっぱりむつ市は都市部と比較して民間で提供される施設が少ないということからも、やはり実態を勘案して独自の負担割合を調整することも私も必要だと思っていますので、その辺も含めて、この受益者負担につきましては、その都度の見直しと適切な方法で決定していただきたいということを述べて、この質問については終わりたいと思います。

次に、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。来年度で最終年度ということですが、次期計画のほうも準備していくというお話でございました。そうしますと、今後この総合戦略というものは、ある程度次期、またその次というふうな形で作り、実践していくというふうな認識でよろしいのでしょうか。

○議長（白井二郎） 企画政策部長。

○企画政策部長（吉田和久） お答えいたします。

そのとおりでございます。第2期という形で総合戦略を策定したいと考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） この総合戦略のほうであります。進めるに当たって、むつ市だけではなく他市町村との連携、推進というものも行われてきたと思いますが、そのあたりはどのような形で進められてきておりますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、この総合戦略については、全庁一丸となった総合的、横断的な推進ということで、地方創生担当部局、財政部局、事業担当部局などの連携はもとより、私自身を本部長といたしまして、一部事務組合下北医療センター、それから下北地域広域行政事務組合も参画をしております。そういう意味では他自治体の参画も含めて総合的に推進しております。

事業の中では、しもきたDMO、ジオパークに

よる観光地域づくりということで、下北5市町村及び横浜町と連携をした事業、こういうものも実施しておりますので、推進体制としても事業の中身としても、他自治体と連携をして取り組んでいるところでございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） また、この総合戦略につきましては、総合戦略推進会議というものが立ち上がってございまして、事業効果の検証や改善に対して役割を果たしてきたと思いますが、そうなりますと、具体的にはどのような形でその役割を果たしてきたのでありましょか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

これ総合戦略、今手元にあるのですが、たまたま開いた例えば22ページで、若者いきいき活躍支援ということで、若い世代の経済的安定ということを中心に事業を構築しましょう。この事業を構築しましょうというの、この会議の中で諮られていることですし、ここでKPIという形で、例えば女性の就職率を目標値、平成31年までに50%にしましょうということが掲げられています。これについての事業の進捗についても、この会議の中でしっかりとチェックをされるということですので、いわゆるPDCAサイクルそのものにこの会議が参画していると、このようにご理解ください。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 次年度以降もこの戦略つくられて、進められていくということでもあります。そういう意味では来年度は次期総合戦略における政策課題を洗い出すうえで非常に重要な年度となると思いますので、そちらのほうの作業もきちんと進めていただきたいなというふうに思います。これについては、以上で終わります。

次に、児童・生徒の放課後の過ごし方について

であります、まず小学校での部活動のスポーツ少年団への移行についてでございます。支援策ということで、ちょっと何点かお聞きしていきたいのでありますけれども、このスポーツ少年団、先ほどの答弁の中に一部ございましたが、ある程度子供の数を集めないと、スポーツ少年団としての組織が成り立たない部分もあるのだろうなというふうに考えております。

それで、先ほどの答弁では解散したとかというふうなお話もあったのですが、そういう意味で、そうなったことによって、スポーツ活動を選択できないような子供が出てくるという懸念がございますが、それに対しましてはどのような対策を講じられますか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

教育委員会では、来年度末までにスポーツ少年団等への移行を目指しておりますけれども、部活動を含めた学校の諸活動につきましては、各学校の裁量等というものもございますので、その地域の実情や各学校の状況に応じて教育委員会では支援のほうを実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） あと新しい指導者には、学校以外の方が指導者としてつくということですが、指導者の都合によっては、学校の授業が終わってすぐクラブ活動のほうを始められないというふうなことも予想されると思うのですが、練習開始時間までの、そうなったときの児童の居場所づくりというものも、これはある程度考えなくてはいけないと思いますが、現時点では何かございますか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） 現時点では、各学校のほ

うのアンケート調査等には具体的にそのような時間の調整等というところは出てきておりませんけれども、また新たにアンケート等を実施いたしまして、そのような要望等があれば、その都度指導者、バンク等の紹介を通じながら、指導者の確保といったところにも努めてまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 指導者の確保はそういうことだと思うのですが、今お聞きしたかったのは、学校終わってすぐクラブ活動を始められない、あるいは練習開始時刻までちょっと時間がありますよと。そういったときの児童の居場所づくりといたしますか、そのあたりについてなのですか、どうでしょうか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

現在児童の放課後の動きといたしましては、スポーツ活動や文化活動への参加、また学童保育の利用、そして帰宅の3つがあると認識しております。放課後の活動につきましては、家庭等の判断ということにはなりますけれども、児童の希望に沿った有意義な過ごし方ができることが望ましいと考えておりますので、そのような対応をとってまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） これまでのクラブ活動の運営につきましては、個人負担も含めて学校からのお金、公的資金が使われてきたと思うのですが、新しいスポーツ少年団の運営に対しましては、基本的にはそのスポーツ少年団の責任において運営していくことだとは思いますが、その移行時といたしますか、活動を円滑に行うために公的な資金を入れることができるというような方策についての検討はどうでしょうか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

クラブ活動への移行期ですので、教育委員会が担う部分と市当局が担う部分ということでいきますと、非常に今のご質問はちょうど中間点にあるのかなというふうに考えています。こうした問題は、今移行を検討しているその段階で、各保護者からさまざまなアンケート調査を実施しながら進めておりますので、そうした中でそういう課題があるというふうに把握した際に、我々も含めて、我々というのは市長部局と、それから教育委員会とあわせてそういった課題に取り組んでいきたいというふうに考えています。

今のご質問にストレートに答えるとする、そうした支援についても今後は検討の課題だというふうに考えておりますので、その点をご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） では、次に運動部活動の青森県教育委員会の新指針についてお尋ねをしていますが、これに関しての別な報道といたしましては、青森県のほうで新たに部活動指導員の配置、先ほど答弁の中でも出ておりましたけれども、配置しますよと。それでいくと、予算としてある程度盛られておまして、次年度、2019年度は町村立中学校25校、県立中学校・高校4校に指導員を配置する予定というふうな報道もございましたけれども、これむつ市では配置の予定はございますか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

部活動指導員の配置につきましては、県から詳しい任用規則や設置要綱等が示された後、それに沿って配置を検討してまいりたいと考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） では、そのときにまたちよっ

とお伺いしたいと思います。

今回の指針において、ある程度運動部活動のほうに制限がかけられたというふうな印象を私持っています。常々ちよっと、特に中学校なのでしょうけれども、部活動をやらせ過ぎではないかという、表現はちよっとよくないのかもしれませんが、そういうふうな思いを持っていましたので、ある意味今回の新指針というのは、それにある程度歯どめがかかって、部活動以外の部分にも子供たちが向くような環境ができたのではないかなというふうに思っております。

ただ、一方では地域的なことがあると思うのですが、部活動が非常に熱心な地域という現状もありますから、指針どおりにいかないのではないかなという懸念もございしますが、市として指針を新たに立てるに当たって、この懸念に対してはどのような対応をとられていきますか。

○議長（白井二郎） 教育部長。

○教育部長（松谷 勇） お答えいたします。

現在市のほうの部活動、スポーツのほうになりますけれども、週当たり2日以上以上の休養を設けまして、あと1日の活動時間は平日であれば2時間、休業日であれば3時間程度という指針の中で実施しておりますので、今後もこの指針、これは県のほうの指針を踏まえた形で市のほうも実施しておりますけれども、これを継続することでそのような対応をしてみたいと考えております。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） そうですと、現状でも新指針に対応した形で現場では運用されているということよろしいですか。

はい、わかりました。そうであれば、そんな懸念はないのかなと今感じていますけれども。

あと、この新指針の中には、先ほどもお話ししましたが、オフシーズンという、これまでになかなかなかったような、日本の運動部活動でなかつ

たような考え方も入っておりますので、そのあたりについても十分検討のほうをお願いしたいと思います。

最後、放課後児童健全育成事業のほうについてお聞きしていきますけれども、答弁によりますと、規制緩和があった後でも2人体制を継続していくというふうなお答えでございました。今現在なかよし会のほう、22クラスあるかと思うのですが、現在でも全てのクラスに2人を配置しておられますか。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） そのとおりでございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） その中で、2人以上とするということになっていますが、実施要綱によりますと、「その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる」というふうな実施要綱がございましたが、現在その2人のうち資格を持ったといえますか、そういう指導員のほうは1人という体制なののでしょうか、それとも2人とも資格を持ったというふうな体制なののでしょうか。

○議長（白井二郎） 子どもみらい部長。

○子どもみらい部長（須藤勝広） それぞれの教室によって違うのですけれども、今のところ資格を持っている方のほうを多く配置しております。

以上でございます。

○議長（白井二郎） 14番。

○14番（中村正志） 時間ですので、最後の質問にしたいと思います。この放課後児童健全育成事業につきましても、指導員のほう、人手不足があるというふうなことでありますが、むつ市においてもそのような状況なののでしょうか。もしそうだとするのであれば、やっぱりその原因というのはどういうふうなところにあるのかというのも必要ですし、ある程度その指導員の方々の処遇の改善

というようなことも必要となると思うのですが、現在むつ市では指導員のほうは足りておりますか。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

指導員に関していきますと、これは人手不足ということでありまして、また空き教室の確保ということも難しい状況なので、実は待機児童が発生している状況でございます。

その処遇改善ということにつきましても、これは市全体のお話ですので、そこだけというわけにはいきませんが、なおこういった課題についても問題意識を持ちながら取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） これで、中村正志議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎濱田栄子議員

○議長（白井二郎） 次は、濱田栄子議員の登壇を求めます。15番濱田栄子議員。

（15番 濱田栄子議員登壇）

○15番（濱田栄子） むつ市議会第239回定例会におきまして、一般質問いたします。自民クラブ、濱田栄子でございます。2項目について質問いたします。

1項目めの循環型社会推進についてお伺いいたします。この質問については、昨日鎌田議員も質問されておりますが、私の視点で質問いたしたい

と思います。

18世紀後半にイギリスから始まった産業革命は、次々と世界に広がり、日本においても明治維新以降に積極的に産業革命が進められ、技術革新を推し進めながら、現在に至っております。

技術の進歩は、私たちの生活を衛生的で快適なものにしてくれました。しかし、その反面、エネルギーの大量消費による二酸化炭素の大量発生は、地球温暖化による異常気象を引き起こし、大災害を頻繁に発生させ、国土を崩落させ、人々の命を脅かすという状況をつくり出しております。

また、大量生産、大量消費の社会の中で、大量に発生したごみ問題は、ポイ捨てや不法投棄など大きな社会問題ともなっております。特に陸上から海洋に流出するプラスチックごみにおいては、2016年1月のダボス会議において、2050年までに海洋中に存在するプラスチックの量が重量ベースでは魚の量を超過するとの試算が報告されております。

その後、2017年6月には、海洋の環境破壊に関する初の国連会議が開催されております。気候変動がもたらす海水面と海水温の上昇及び海水酸性化に対する適応・緩和措置、海洋生態系の保護、海洋ごみの削減、持続可能な漁業管理の強化などで合意に至っております。

国連加盟193カ国が「行動の呼びかけ」に対し、全会一致で採択しております。呼びかけの主なものとしては、ビニール袋や使い捨てプラスチック製品を初め、プラスチックとマイクロプラスチックの利用を減らすための長期的かつ本格的な戦略を実施する。生産、販売、消費の各段階で関係者と協力する。市場メカニズムを活用した解決策、廃棄物管理システムの整備、繰り返し利用可能な商品等の代替品の開発等を通じて、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進とごみの発生抑制を行う。海洋ごみ、プラスチックとマイク

ロプラスチック、未処理下水、ごみの不法投棄等、あらゆる種類の海洋汚染に対する予防措置を加速させる等、取り組みの目標が明記されております。今後は、世界プロジェクト、国家プロジェクトによる環境改善施策が展開されるものと確信いたしております。

海とともに生きてきたむつ市のそれぞれの地域におきましても、町内会を初め小・中学生、各種団体による清掃活動のボランティア等が恒例のように行われてきました。また、ジオパーク推進取り組みの中で、サポーターの会の呼びかけにより、各企業、団体、個人の協力をいただき、ジオサイトを中心に活発な清掃活動も行われております。

海洋ごみを地域の皆さんに知っていただくために、小田桐会長率いる下北ジオパークサポーターの会により、2月1日より15日まで、漂着ごみを使ったアートの展示会もむつ来さまい館において開催されております。中日7日は、「マイクロプラスチックを取り巻く国内外の状況」について、JAMSTECむつ研究所上席技術研究員で下北ジオパーク協議会の顧問でもあります渡邊修一氏よりご講演をいただいております。市民の環境に対する意識も高まっていると感じております。

また、昨年11月、みどりの幼年団を立ち上げたよしの保育園では、資源ごみと称し、雑紙の回収と優しい環境教育等を行ってまいりました。3Rの中で、リデュース、ごみの発生量を少なく抑えることが一番大切なことではないかと思っております。

循環型社会推進の1点目として、ごみ減量対策について、行政としてどのような取り組みや指導をしているのかお伺いいたします。

循環型社会の2点目として、地域の中に資源が減少している現在、生ごみも利活用によっては資源、または準資源になり得る可能性を秘めていると思われまます。家庭用生ごみの利活用と今後の取



り組むべき課題についてお伺いいたします。

前段で海洋ごみについて大きく触れてきましたが、陸上の人々の生活の営みが側溝から川を伝い、また雨や風に吹かれ海洋へと流出し、生態系を脅かし、人類にも大きな影響を与えることが危惧されております。

地球温暖化防止、海洋ごみの除去など、大きな問題解決が迫られておりますが、まずは隗より始めよとの思いから、身近な問題について質問いたしました。ご答弁よろしくお伺いいたします。

2項目めの防災対策についてお伺いいたします。1万8,000人以上の犠牲者という甚大な被害を出した東日本大震災から8年を迎えようとしています。改めて、亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたします。

多くの方がご存じと思いますが、岩手県北東部にあります人口約1万7,000人の洋野町、ここは東日本大震災で被害が大きかった岩手県、宮城県、福島県の沿岸地域で唯一死者、行方不明者がゼロだった町でした。多くは、八木地区というところの住民で、明治三陸大津波で254人、昭和三陸津波で107人の犠牲者を出したにもかかわらず、町内で唯一防潮堤がなく、人的防災に頼った地域です。

地域防災組織が結成されており、訓練では逃げることを徹底、避難誘導などを行い、各地で犠牲者が出た消防団に対しても、「死んでしまえばその後の活動もできなくなる」と、「とにかく逃げよう」と逃げることを徹底づけたと言われております。

自主防災組織の活動の一つに、地域住民が散歩がてら高台に上る坂道の草刈りや除雪を行っており、逃げる道筋を頭に焼きつけることができ、大いに役立ったとも言われております。

先月、政府の地震調査委員会により、本県東方沖及び岩手県北部において、今後30年の間にマグ

ニチュード7から7.5程度の地震が発生する確率が90%以上との発表がありました。自主防災組織の結成が急がれるところではありますが、まずは住民の逃げ道の確保、確認が必要と思われま

す。昨年の11月6日から7日にかけて「防災」をテーマに議会と市民との意見交換会が行われました。たくさんの貴重なご意見とご質問をいただきましたが、第一に命を守るという観点から、ハザードマップがわかりにくい、防災別訓練方法が知りたいという市民の意見への対応について今回はお伺いいたします。

防災の2点目は、災害発生時に市民自らができる対策、自助、地域コミュニティでできる対策、共助、公の機関が個人やコミュニティだけでは解決できない問題の対策に当たる公助の役割の理解を深め、情報の共有をして、防災に備えていただきたいと思っておりますが、その考えをお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 濱田議員のご質問にお答えいたします。

まず、循環型社会推進についてのご質問の1点目、ごみ減量対策についてであります。市内のごみの状況を申し上げますと、全体の排出量は、人口減少に伴い減少しておりますが、1日1人当たりの排出量は、依然として高い傾向にあります。

市では、むつ市総合経営計画に掲げる循環型社会の実現を図るため、小型家電や衣服などの回収ボックスの設置や雑紙などの古紙類の回収に取り組み、3Rの普及に努めておりますほか、県と連携して、市内スーパー店舗でごみ削減などのキャンペーン活動を実施しております。

紙類の資源ごみは、新聞、雑誌、段ボール、紙パックなどに分類して収集してまいりましたが、平成

25年からはお菓子やティッシュ箱などの雑紙についても資源化の対象としております。この雑紙回収につきましては、広報紙やホームページを利用して周知を図っておりますし、平成26年度からは青森県主催の小学生雑紙回収ステップアップ事業に参加し、夏休みに各家庭でチャレンジしていただくことで、学童期からの資源化意識の向上に努めております。

今後につきましても、イベントなどのさまざまな機会に市民の皆様幅広く周知してごみの減量化やリサイクル率の向上に取り組んでまいります。

次に、ご質問の2点目、家庭用生ごみの利活用の現状と今後の取り組むべき課題についてですが、生ごみは家庭から排出される燃えるごみの約4割を占めるもので、減量化は大きな課題となっていることから、市では段ボールコンポストによる堆肥化を推奨し、ご自宅で取り組むことができるよう毎年講習会を開催しております。

また、今年度から新たに小型生ごみ処理機を利用して、家庭から排出される生ごみを堆肥化し、家庭菜園などでご利用いただける地域循環型社会ジョサイクル推進事業を実施しております。この参加者の皆様には、市が実施するリサイクル施策への協力を通じて、ごみの減量化に取り組んでいただくこととなりますので、その効果を期待しております。

今後につきましても、市民の皆様と協働で循環型社会の実現と環境にやさしいまちづくりの推進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、防災対策についてのご質問の1点目、ハザードマップがわかりにくいという市民の皆様への対応についてでございますが、現在むつ市のハザードマップは、製本された冊子型のものと、A1サイズの地図の折り畳み型のものがあります。冊子型には、避難所、洪水、土砂災害、津波に関

する防災情報などを地区ごとに掲載しており、折り畳み型には冊子型作成後に浸水想定を更新した津波の情報を掲載しております。

この冊子型のハザードマップは平成21年度、折り畳み型は平成25年度に作成したもので、その後浸水区域などの情報も更新されているほか、避難所の情報なども既に廃止された施設が掲載されているなど、最新のものに更新する必要があります。このため市では、来年度からハザードマップの更新を予定しております。更新に当たっては、無駄なスペースを省き、文字や地図のサイズを従来のもより大きくするなど見やすさを心がけるとともに、土砂災害や津波などの災害ごとに作成し、情報を探しやすくするなど、わかりやすく、いざというときに迅速かつ的確な行動がとれるよう努めてまいります。

次に、ご質問の2点目、災害時に市民の皆様自らできる対策、コミュニティでできる対策、行政でできる対策の共有についてでございますけれども、大規模な災害が発生した場合には、市や消防などの支援が行き届かないことも予想されます。このため市では、市民の皆様の防災意識の向上を目的として、出前講座や町内会イキキふれあいトークンなどの場を通じ、自助や共助、自主防災組織の必要性などについてお話をさせていただいております。これらをきっかけに、災害時における避難行動や役割を理解していただき、共有することで、自助、共助の意識の高まりにつながればと考えております。

また、自主防災組織の積極的な活動を支援するため、訓練に必要な資機材などを給付する事業や消防団と連携した訓練を行う際の支援をさせていただいております。多様化する災害から市民の皆様の命を守るためには、防災訓練を初めハザードマップの作成や各種防災計画の策定など、公助による防災対策はもちろんのことでありますが、市

民の皆様が自助、共助の意識を高め、市民の皆様や自主防災組織のそれぞれの行動や役割を共有、理解することにより、災害に強いむつ市を目指してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 15番。

○15番（濱田栄子） 再質問は、先に防災について質問させていただきます。

今、新たな見やすい防災マップを作成するというお話を聞いたのですけれども、渡されただけでは、実は地域も高齢化していますので、なかなかわかりにくい。学校の先生にこんなことを言われたこともあります。先生を退職した方ですけれども、行政の出す情報がちょっとわかりにくいと。文字や言葉はいろいろ伝えるためにあるのに、何か伝えにくい言葉で書かれていてわかりにくいということを、小学校の先生を退職された方からご意見いただいたことがあります。ですので、絵等も加えながら、高齢者の方でもわかりやすいような冊子づくりに努めていただきたいと思います。

それから、冊子を渡すときにただ配布するのではなくて、一緒に冊子の見方とか、そういった書いてあるものを理解するような場所を設けることが必要だなと思います。そのことが地域のコミュニケーションをまた図りながら、防災の意識も高めていくということにつながり、最終的にはその自主防災組織を高めることにもつながっていくのではないかなと思いますので、その辺の考え方については、新たなハザードマップをつくったら、ただ配布するという考えなのか、何かありましたらお知らせください。

○議長（白井二郎） 総務部長。

○総務部長（村田 尚） お答えいたします。

まず、現在の自主防災組織、それから災害等の内容の出前講座を随時開催しておりまして、そのような中で周知を図ってまいりたいというふうに

考えております。

○議長（白井二郎） 15番。

○15番（濱田栄子） ありがとうございます。おでかけ市長室とかいろんな防災についての説明会がありましても、全員町内の方が来られるわけではないので、やっぱりそれを伝えてくださいというふうに、班長さん等を通して渡すと思うのですけれども、せめてことしの班長さんぐらいにはこういう見方とかを教えていただいて、そしてまたその班長さんの担当の地域の皆さんにお伝えできるような形にさせていただきたいと思います。防災については、一応ここで終わりますけれども。

次に、循環型社会推進についてですけれども、本当に一つのことをなし遂げるというのは、とても時間がかかると思うのです。その方向に今国、世界中がそういった第5次産業革命が、これからは環境の革命と言われております。私たちも、それから県も国も、そして世界も皆つながっております、空がつながっているのと同じで。ですから、一緒に取り組んでいかないと、なかなか改善というのは時間がかかるのではないかなと思います。

末端に住む私たちも、そういった意識を高めて、これから環境の、産業等の、きょういきなりお話ししましたので、調査からまず始めてみる気はないか、ちょっと市長に質問いたします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

ご質問は、産業の革命の進展に伴って、ごみの処理の方法ですとかそういったことをどのように考えていくのか、あるいはそのことについて今から調査する必要があるのではないかという問題意識だと思います。

まず、第1次産業革命というのは蒸気機関ということで、これができてきたというようなお話が濱田議員からも冒頭ありました。ごみに例えるなら、ごみを処理するその動力ができたのが

第1次産業革命。第2次産業革命というのは、これは大量生産ができるようになったということですから、ごみに例えるなら、大量にこれが処理できるようになったという革命だったのかなと思います。第3次産業革命というのは、これは生産ラインの自動化ですから、まさに今アックス・グリーンなんかを見ますと、ごみをピットに入れて、燃やして、その再資源化するということが生産ラインとして確立されていますから、これも第3次産業革命の恩恵の一つだと理解しています。第4次産業革命というのは、今まさに進展中でありまして、インターネット・オブ・シングスとあって、物のインターネット化ということですから、これは現時点ではそこまで我々が対応できているかという、そうではないと思いますけれども、こちらその技術の進展に伴ってしっかり対応していくべきものだと思います。

第5次産業革命というのは、今少しずつ始まっているという認識はありますけれども、例えばスマートセルというものが創出する新たな産業群だというふうにも言われています。例えばバイオプラスチックですとか、人工クモの糸、それから機能性化学品、こういったものをつくられていくのが第5次産業革命と言われてはいますが、ただこれは始まったばかりの産業革命でありまして、これにどのような形でごみ処理というものが追いついていくのかということについては、これはしっかりと我々も注視しながら対応していくべき課題だと思っております。

いずれにいたしましても、科学技術の進展に応じてごみの処理の方法も変わってくると思います。そして、その進化していくごみの処理の方法に我々もしっかりと対応していきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 15番。

○15番（濱田栄子） 第5次産業革命、私的に、個人的にリセットの革命と考えております。やはり野菜も全てが土からできてきて、そしてまた土に戻っていくという、水もそうですけれども。全てのをリセットしていくというその技術革新が私は第5次革命になっていくのではないかなと思っています。ですから、それを旗揚げする、この地域はそういったことに取り組むというような姿勢を目指すことが世界にむつ市を発信していく次のステップなのではないかなと思っております。

ジオパークとして、まず保全をする。それは、とても大切なことです。そして、保全をしながら、その地域を守っていくためには、やはりリサイクルをしっかりする、リセットしていく。そういった今始まったばかり、市長はどっちかという新しいものが好きなので、始まったばかりなので、先に旗揚げをしてはどうかという思いで質問しました。だから、まずは気持ち的にはそういう思いが強いかどうかというのを教えてください。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） まず、産業革命の担い手が誰かということですが、これは科学技術ですので、科学技術者がこの担い手でございます。ですから、例えば先ほどちょっとご紹介申し上げた人工合成のクモ糸繊維、これはスパイバーとかという言い方をするのですが、こういうものをつくる方がいて、その革命というのは進展していくわけです。ですから、むつ市が市を挙げてこういうことに取り組むということではなくて、その技術者の方がいる研究所でこういうことが進んでいって、それが汎用性が高まって、それを自治体で使うという段階で、これをむつ市として、クモの糸を使うかどうかは別としてです、そういう技術を適用するかどうかということでもむつ市が出てくるということですから、今現状、日本では第4次産業革命の途中だという認識がございま

す。

その第4次産業革命の途中のAIですとかRPAというのは、今までも市議会でも議論がありました。そういうところをまず導入していくところからスタートなのかなというふうに思っていますし、先ほどの答弁でありましたように、その第5次の革命が起こり始めていて、これが世の中で広まって、ごみの世界でもそういうことができるようになったときには、当然その恩恵を我々も受けるために市として新しい施策をやっていくということは必要なのかなと思っていますので、その点をご理解いただきたいと思います。

○議長（白井二郎） 15番。

○15番（濱田栄子） 市長のお考えはわかりました。でも、私の考えとは少し違います。私的には、やはり循環型社会を目指すという意味で、まずは自分たちのできることから始めるということです。もちろん技術的なものは専門家でないと、技術の進展というか、そういうことはできないのは私もわかります。市長にクモの糸をつくってくださいと言っても、多分つくれないかもしれないし、またつくれるかもしれません。ですから、ただ地域としてそういった方向を目指すということを心に決めていただきたいなと思って今質問いたしました。どうですか。一言どうぞ。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず、繰り返しになるのですが、革命の担い手というのは、あくまでも科学技術ですから、その科学技術者であると。その恩恵を受けるのが自治体であり、我々市民であるということだというふうに思っています。恩恵が受けられるところまでの汎用性、いわゆる広がりが増えてくれば、これをいち早く導入して、それで例えば発信力を高めて、むつ市は第5次産業革命の中でも先端を行く自治体ですよということは言える可能性はあ

るにしても、ただ今の現状の中でそういうところまでは少なくとも、ちょっと第5次産業革命自身がそれほど広まりを持っていないと私は認識していますので、まずは第4次産業革命のIoTの分野、そこからしっかりと進めていくことによって、ごみの処理の問題も含めて先進自治体であるという評価していただけるような発信に努めていきたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 15番。

○15番（濱田栄子） わかりました。市長の考えはそういう考えでということ。また私の考えは、やっぱりそこまで行くために、地域を盛り上げていくために身近な問題に取り組んでいながら、そしてまたそういう研究者との研究をも進めていくというような思いでちょっとお話ししたのですけれども……

（「わかった、もう一回答えます」  
の声あり）

○15番（濱田栄子） では、もう一度お答えください。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） ようやく接点が見つかったので、例えば第5次産業革命というのがバイオテクノロジーを中心とした革命ですので、こんな技術ができたという話、例えば夢のような話ですけれども、生ごみを全部水にできますという話のある研究者が発表しましたということをもつ市で導入したらどうですかという話があれば、それは、では実証実験としてやってみましょうかという話には当然乗れます。そんなのは夢のような話ですけれども、どんな生ごみでもH<sub>2</sub>Oにしますという話ができたと、それ実証実験としてむつ市の場所を選んでどうですかと言われるたら、それはやってみましょうよという話になるかもしれません。ですから、そういう部分で、革命という部分でご協力できる場所はあるかもし

れませんけれども、そういうことを含めて全体の発信をしていくということについては、議員と同様のお考えでございます。いかがでしょうか。

○議長（白井二郎） 15番。

○15番（濱田栄子） その革命がやはり今市長が、むつ市、どうでしょうと、新たな技術革新ができましたときに、そういうお話があればやっていくということでしたけれども、やはりそれを声をかけてもらえるようなまちになっていくというのが私の今できるところです。

前段で隗より始めよという言葉を使わせていただきました。ですから、私たちが今できる、足元のできることをしていきましょうという話です。でも、恐らく行き着くところは市長と同じだと思いますので、ここで許しておきます。

最後に、男女共同参画社会と申しまして、まだキッチンでの権力は女性のほうが強いのではないかなと思っております。生ごみを出すのも女性のほうが多いのではないかなと思っておりまして、私たちが地域の女性と手をつないで、ごみ削減、そしてその先にある地球温暖化防止に努めていきたいなと思っております。

これで終わります。ありがとうございました。

○議長（白井二郎） これで、濱田栄子議員の質問を終わります。

ここで、午後1時45分まで暫時休憩いたします。

午後 1時34分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎佐々木隆徳議員

○議長（白井二郎） 次は、佐々木隆徳議員の登壇を求めます。3番佐々木隆徳議員。

（3番 佐々木隆徳議員登壇）

○3番（佐々木隆徳） 脇野沢の佐々木隆徳です。あと2人ということで、市長、もう少しおつき合います。

平成最後となる定例会に当たり、平成の始まりである平成元年は、合併前の脇野沢地区にとってどのような年だったのか。ほんの少しではありますが、かいつまんで触れたいと思います。

脇野沢村、明治22年に村制施行以来、平成元年はちょうど100周年の節目の年となりました。さまざまな催しが行われ、そしてご承知のとおり、竹下登元首相のもとに行われた、後にばらまきと批判された全国の市町村へ一律に交付された1億円によりまして、現在仏ヶ浦遊覧やイルカウォッチングなどで運航している「夢の平成号」の建造、そして残りはといたしますか、本村地区の街路灯を設置した。そして、もう一点、昭和41年から始めた漁協への一元集荷、それまでの集荷というのは、個々の漁師がばらばらに出荷したり業者に出荷していたものを漁協に集荷するような体制、その体制後、平成元年にはタラの1,305トンの水揚げを記録し、これまで最高となったトン数であります。

元号が変わる新たな元年は、どのような年となるのか。むつ市にとってよい元年であることを願い、質問に入ります。

初めに、水産行政について伺います。1点目は、70年ぶりとなる漁業法改正による影響についてであります。国は、国内の漁業生産量が昭和59年のピーク時から現在7割も落ち込み、今後も漁業者の高齢化や後継者不足及び人手不足など、漁業の担い手も深刻な状況にあり、漁場の空洞化も懸念されることから、現状の状態が続くのであれば、さらに水揚げ減少が続くことも想定され、特に近年は需要と供給のバランスが大きく崩れ、水産物の輸入が増加傾向にあり、水産関連法の改正を行い、漁業生産量の減少に歯どめをかけ、漁業の再

生、活性化を図るべく改正したものと理解しているところでもあります。

改正内容には、漁業者の要請に即した密漁に対する罰則の強化なども盛り込まれているようですが、企業にも漁場を開放することや、地元漁協や漁業者に漁業権を優先的に割り当てる規定の廃止などが主な改正点であり、当然漁業者は不安に感じているものと思っております。

また、沿岸の零細漁業者等は、いずれ漁場から締め出されていくのではないかと懸念されるころでもあり、改正される具体的な内容がまだ末端の漁業者には周知されておらず、法改正の施行まで、まだかなりの期間があるものの、この法改正により、漁協及び漁業者にどのような影響があるのかをお伺いいたします。

2点目は、県内沿海漁協の再編計画についてですが、青森県漁業協同組合連合会、略称県漁連と申します、と青森県漁協経営安定対策協会、経対協と申しますけれども、県内沿岸の47漁協を西北、下北、陸奥湾、三八の4ブロックに分け、2019年度末までにそれぞれ1漁協に合併する漁協再編計画を正式に決定し、ブロックごとに合併推進協議会を立ち上げ、現在取り組んでいるところであります。

県漁連と経対協が漁協合併を進める背景には、漁業者の高齢化や組合員数の減少、魚価の低迷等により47漁協の半数以上は経営が悪化し、大変厳しい状態にあるとの認識のもと、合併により漁協経営の安定化を図ることを目的に進めているものと思っております。

市内には5漁協があり、大畑町と関根浜の2漁協は下北ブロックに、そしてむつ市、川内町、脇野沢村の3漁協は陸奥湾ブロックへと2カ所に分かれることとなりますが、各ブロックごとの協議会では、漁協に対し、今後の合併協議に引き続き参加するかどうか、意思表示を昨年末までに求め

ていましたが、5漁協の意思表示の内容が参加、不参加、条件つき参加など、合併に対する考え方がそれぞれ違うため、今後の合併協議の難航が予想されるところであり、以上のことを踏まえ、漁協合併について市長の所見をお伺いいたします。

3点目は、漁業経営の協業化についてであります。このことは、叫ばれて久しく、他の地区とは違い、人口の少ない脇野沢地区に限った課題なのかわかりませんが、とりわけ脇野沢地区は漁業が基幹産業であり、漁業への依存度がかなり高い地区でもあります。その中で、漁業者の高齢化や後継者不足、さらには地区の人口減少等による人手不足の現状で、漁家経営の厳しさを感じているところではありますが、課題は漁協合併にも通じるところもあり、私は約6年ほど前にも同様の質問をしておりますが、そのときの現状よりも深刻さが増していると思っております。漁家経営の継続維持が困難になりつつある現状を踏まえ、市としても協業化推進を図るべきと考えますが、市長の所見をお伺いいたします。

次に、西通り地区の水道事業について伺います。むつ市水道ビジョン2018によりますと、老朽化が著しいことから、平成21年度に西通り地区簡易水道統合整備事業の事業認可を受け、平成22年度から着手し、事業終了は平成35年度とのことで、既に平成29年度には西通り全体を給水するための八木沢浄水場が完成し、稼働しており、着実に事業が進んでいるものと思っております。

この整備事業については、昨年の3月定例会で東健而議員が八木沢浄水場から脇野沢地区までの通水日数や、水質及び維持管理費等について一般質問しており、ある程度の理解はしておりますが、事業完了まであと5年となり、脇野沢地区といっても海沿いの九艘泊地区や山間部の源藤城地区など、中心の本村地区から離れた地区が点在しており、毎年度の具体的な整備計画はどのようになっ

ているのか具体的にお伺いいたします。

次に、地域観光についてであります。日本ジオパークネットワークに下北ジオパークとして認定されてから約2年半が経過し、市はさまざまな事業に取り組んできたものと思っております。特に脇野沢地区の観光振興については、イルカウォッチングや鯛島上陸など、観光資源の掘り起こしを図っていただいたものと大いに評価しているところでありますが、限られた期間だけではなく、通年観光と幅広い年代の誘客を図るための施策により地域経済の活性化を図るべきと考えますが、市長の見解をお伺いし、壇上からの質問といたします。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 佐々木隆徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、水産行政についてのご質問の1点目、70年ぶりとなる漁業法の改正による漁協及び漁業者への影響についてお答えいたします。

昨年12月に成立した漁業法等の一部を改正する等の法律は、改正内容が多岐にわたっておりますが、地域の漁業に大きな影響を与える内容としては、漁獲割り当ての実施などによる水産資源の保存及び管理のための制度が創設されたことが挙げられます。

現在も海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づき、クロマグロやサンマなど、8つの水産資源について、漁獲可能量による資源管理を行っておりますが、改正漁業法では対象となる水産資源が拡大されるとともに、船舶ごとに水産資源の漁獲可能量が割り当てられることとなります。

また、改正前の漁業法で定められていた知事による漁業の免許における法定優先順位が廃止され、漁業権者が当該漁業権に係る漁場を適切かつ有効に活用していると認められる場合は、その者

に対して免許し、それ以外の場合は地域の水産業の発展に最も寄与すると認められるものに免許することとなりました。

いずれにいたしましても、改正漁業法は平成30年12月14日に公布され、同法の施行日は公布の日から起算し2年を超えない範囲で政令で定める日とされており、現在はまだ施行されていないため、今後の国の水産行政の動向を注視し、改正漁業法が市内の漁協の経営安定や漁業者の所得向上など、むつ市の漁業振興に有益なものになるよう国や県と連携を図りながら、対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、県漁連などが示している県内漁協の再編計画についてお答えいたします。平成29年2月に青森県漁業協同組合連合会及び青森県漁業経営安定対策協会が策定いたしました青森県漁協合併基本計画では、2020年度末までに県内の4つの海域、ブロックごとに一つの漁協に合併することを目標としております。市内の漁協のうちむつ市漁協、川内町漁協及び脇野沢村漁協は陸奥湾ブロックに含まれ、大畑町漁協及び関根浜漁協は下北ブロックに含まれております。平成29年5月には、各ブロックごとに合併推進協議会が設立され、市内の5漁協がそれぞれ合併推進協議会に参加してきたところでございます。そうした中で、合併に対する各漁協の認識の違いが明らかになってきたとして、県漁連及び経対協は昨年11月、各漁協に対して合併推進協議会に継続して参加するか、意思を確認しております。

それによりますと、陸奥湾ブロックではむつ市漁協が不参加、川内町漁協が条件つき参加、脇野沢村漁協が参加、下北ブロックでは、大畑町漁協が参加、関根浜漁協が条件つき参加となっております。

市はこれまで、合併推進協議会にオブザーバーや専門委員という立場で参加し、合併に関する各



漁協の意向や動向の情報を収集してきたところですが、県漁連及び経対協においては、各漁協の意向を踏まえたうえで対応していただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、漁業経営の協業化についてお答えいたします。水産業において漁業者の高齢化、後継者の不在などによる漁業者数の減少は深刻な問題となっており、近い将来漁業生産力が大幅に低下することが懸念されます。市といたしましては、この問題を解消するためには、漁業の協業化が有効であると認識しており、市内では脇野沢村漁協が平成22年度から平成23年度にかけて、青森県が策定したほたてがい養殖業協業化モデルに沿って協業化の検討を進めました。

漁業者は、一人一人が経営者であり、協業化を実施するかどうかは漁業者同士が話し合い、決定する必要があります。最終的には、経営規模の相違、所得の分配方法などさまざまな意見で調整がまとまらず、現時点では協業化の実施には至りませんでした。ただし、その後も脇野沢村漁協では県内で協業化を実施している百石町漁協を招いて勉強会を開催するなど、継続して協業化を検討しており、市といたしましても、漁協や県と連携を図りながら、協業化の実施を目指す漁業者を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、地域観光についてのご質問についてお答えいたします。むつ市には、恐山、薬研、川内などのジオサイトを初め市内各地域に全国に誇る観光資源が広く存在しております。そうした中で、脇野沢地区には地域のシンボルである鯛島や天然記念物の北限のサル、回遊するカマイルカなど魅力的な観光資源があるものの、誘客にうまく結びついていないと感じ、これらを活用した誘客の取り組みを強化しているところでございます。

具体的には、平成29年度から観光遊覧船「夢の

平成号」によるイルカウォッチングを開始いたしました。平成29年度のイルカウォッチングの乗船客は736名で、イルカとの遭遇率は79.4%に上り、上々の滑り出しだと思っておりましたが、今年度は乗船客がこれを上回り872名、イルカとの遭遇率は89.7%で、それぞれ平成29年度を136名、10.3ポイント上回ることができました。

また、地域の皆様から再開の声が多く寄せられていた脇野沢温泉につきましては、国の地方創生拠点整備交付金を活用し、昨年4月22日にコミュニティセンター脇野沢温泉としてリニューアルオープンいたしました。脇野沢温泉の再開に当たっては、地域の皆様からワークショップで施設のあり方や運営方法などさまざまなご意見をいただき、わきのさわ温泉湯好会と共同で温泉の管理運営を担っていくことになり、大変心強く感じております。

今年度のオープンから平成31年1月末まで、当初の見込みを大きく上回って7,274名の利用者があり、昨年のお休みに遠方から立ち寄る観光客の方々も目についたと伺っております。来年度は、さらにイルカウォッチングの乗船客を脇野沢温泉に誘導できるようPRを強化してまいります。

また、今年度は脇野沢・鯛島ジオサイトのさらなる活用を図るため、体験、食事、宿泊にランニングを組み合わせたランナーズ・ヴィレッジ事業を開始し、実際に首都圏からランナーを招いて、脇野沢地区でのランニングやべこ餅づくり体験などを行い、宿泊してもらいました。

さらには、鯛島や野猿公苑などの観光資源について、女性や若者から見た新たな魅力を探るとともに、SNSによる情報発信を行うため、昨年10月にミスキャンパスファイナリストを招き、モニターツアーを実施いたしました。ツイッターやインスタグラムで情報発信したところ、「べこ餅体験楽しそう」、「釣りしてみたい」、「実体験できた

らしいな」、「大正ロマンがテーマのはかまがか  
わい過ぎる」などのコメントが寄せられており、  
多くの女性や若者にむつ市の魅力をPRできた  
と考えております。

今年度は、イルカウォッチングを初めとする当  
市の春の魅力をモニターツアーで体感していただ  
き、女子、若者目線でのドライブルートの開発、  
リーフレットの作成により新たな旅行客の誘客に  
つなげる「むつ市女子旅ルート開発・プロモーシ  
ョン事業」を実施するほか、ランナーズ・ヴィレ  
ッジ事業として体験メニューやランニングコース  
を記載したパンフレットを首都圏に配布するな  
ど、脇野沢・鯛島ジオサイトを下北ジオパークの  
一つの見どころとして一層PRしてまいりたいと  
考えております。

さらには、好評を得ているイルカウォッチング  
について、1日1便から2便へ増便し、さらなる  
誘客を図るとともに、脇野沢流通センターの改修  
により利用者の利便性を向上させてまいります。

観光は、域内で外貨を獲得することができる産  
業です。また、宿泊や交通、飲食、お土産等大き  
な経済波及効果も期待できます。私は、今後も脇  
野沢地域が持つ地域資源を最大限に活用しながら  
誘客を促進し、脇野沢地域の経済の活性化を強力  
に推進してまいりますので、ご理解を賜りたいと  
存じます。

○議長（白井二郎） 公営企業管理者。

（花山俊春公営企業管理者登壇）

○公営企業管理者（花山俊春） 佐々木隆徳議員の  
水道事業についてのご質問にお答えいたします。

西通地区簡易水道統合事業は、平成23年度から  
事業開始したものでありますが、新たな財源対策  
と事業計画の見直しに伴い、平成29年度からは水  
道管路緊急改善事業及び水道施設整備事業の2つ  
の継続事業として実施しているところでありま  
す。この事業の基幹施設となります川内地区の八

木沢浄水場は既に完成し、平成29年7月から川内  
上水道地区、上小倉平簡易水道地区及び銀杏木簡  
易水道地区に給水を開始しております。

今後の整備についてであります。川内地区は  
畑配水場を整備し、再来年度には川内地区全域に  
給水を行うこととしておりますし、脇野沢地区に  
つきましては、来年度には小沢地区に給水開始す  
るほか、地形及び水道水圧を考慮し、脇野沢赤坂  
地区に配水場を整備し、2年後には脇野沢本村か  
ら西側は九艘泊地区、北側は館山橋付近まで、3  
年後には北側の七引橋付近まで、最終となります  
4年後には滝山、源藤城地区まで八木沢浄水場か  
らの水道水を供給する計画としておりますので、  
ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 3番。

○3番（佐々木隆徳） 一、二点再質問させていた  
だきます。

市長の答弁で、確かに施行まではまだ2年ほど  
あると、具体的な内容等はまだ知らされていない  
部分もあるということで、それは私自身も重々認  
識しております。

マスコミ報道によりますと、漁場が有効利用さ  
れている限り、地元漁業者が優先的に利用できる  
との記述がありました。ただ、有効利用の解釈で  
ありますけれども、例えば今までと同様であれば  
有効なのか、またはその解釈がちょっと曖昧な表  
現で示されておりまして、有効利用とはどのよう  
な利用を指すのか、またその有効利用している、  
していないというのは誰が判断するのか、その点  
についてわかった範囲で結構ですので、説明願  
いたいと思います。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お答えいたします。

水産庁が示したQアンドAでは、漁場が「適切  
かつ有効」に活用している場合を、漁場の環境に  
適合するように資源管理や養殖生産を行い、将来

にわたって過剰な漁獲を避けつつ、持続的に生産力を高めるように漁場を活用している状況としております。具体的には、漁場利用や資源管理に係るルールを遵守した操業がされている場合は、「適切かつ有効」に該当することになり、漁協が管理する漁場において、漁協が漁業権行使規則に基づいて組合員が適切な資源管理を行いながら持続的に漁業生産力を高めるように漁業を行っている場合など、漁協本来の取り組みが適切に行われている場合は、これに該当するとしております。

また、この判断は漁業の免許を行う都道府県が実態に即して判断することになっております。

なお、この具体的な基準は、国が都道府県の意見を聞いたうえで技術的助言を示すこととなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 3番。

○3番（佐々木隆徳） 大変詳しい説明ありがとうございました。

まず、この今の改正によりまして、現実にも漁業者が余り理解していないということが一番不安を感じるような内容でありまして、たしか説明会が一、二度開かれているというのも伺っております。これは、漁協だとすれば幹部の方、組合長とか役員の方に対してはやっているみたいですけれども、それが末端まで周知されているのかということになれば、そこら辺ちょっと疑問な点がありまして、末端の漁業者は不安に感じているというのが実情だろうと思います。

2点目の再質問としては、企業が参入しやすくなるというふうな情報が先行してしまっていて、前段で申しました零細漁業者が締め出されていくのではないかなというふうな不安感を持っているというのが実情であります。そこで、今後企業が参入しやすくなり、これからどんどん入ってくるのではないかなということが想定されますが、企業が参入する場合、地元漁協の承認もしくは承諾等が必

要なのか、その点について伺います。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お答えいたします。

知事が漁業権を免許する前提となるのに海区漁場計画というのを策定して、それに基づいて漁業権を付与するということになるのですが、その海区漁場計画を策定する際に、利害関係を有する地元漁業者の意見を聞くことというふうになっております。

また、その漁場計画を策定するときには、漁業者が代表の中心となっておる海区漁業調整委員会の意見も聞くことになっております。このため、民間企業が免許を受けようとする場合は、地元漁業者へ漁協の意向を踏まえた判断が行われることとなりますので、突然に地区外の民間企業が免許を受けるといような事態は起こらないと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 3番。

○3番（佐々木隆徳） おおむね私自身は理解しました。いずれにしても、今後またさらに具体的内容が示されまして、漁業者にも詳しい説明が末端までなされるものと思いますが、国・県からの周知等の要請があった場合、速やかに周知方を市のほうにもお願いしたいと、そのようにお願いいたしまして、次に移ります。

漁協合併についてでありますけれども、当然のこととして、例えば市が合併しろとかどうのこうのという形での、拘束するみたいなことはもちろん関係ない話ですけれども、市長が述べました各漁協の認識の違い、これは5つの漁協が5つとも違う今の意思統一、意見をしているわけで、当然合併にはまだまだ紆余曲折があって、当面可能なのかなという不安な思いもありますけれども、市長は先ほど漁協の意向を踏まえ対応すべきというふうな認識で答弁されましたけれども、私も重々それは理解して、そのとおりでと思っていますの

で、答弁は結構です。

協業化につきまして、私約6年ほど前に一般質問したということで、要は今回も同様の答弁だろうとは重々わかっています。私自身も同様の質問しかできない状況でありますので、地元漁協としては一步でも二歩でも進めていくということで対応はしているものの、私自身の考えとしては、とにかくこれは現在の人口減少が進んでいる脇野沢地区に限った課題だろうと、そのように思っていますので、地元の実情をここにおられる理事者の皆さん方にも理解していただきたい。

現実に1月1日現在ですか、人口が1,500人を切りました。今現在千四百九十何名ですか、その中での旧村、私は壇上で平成元年のことに若干触れましたけれども、平成元年の新聞、きのうたまたま棚の隅っこのほうから出てきまして、当時の状況、三千三百数十人というふうな人口であります。それから30年たって、今現在は半分以下というふうな、そのようになっています。ですからこそ、どこかで歯どめをしたいと、その思いから、今実情を理事者の方々に理解していただきたいという思いで、同じような内容でありますけれども、定期的にしてきたつもりであります。

協業化の難しさといいますか、養殖漁業というのは案外作業が一定の形になるものですから、作業、また協業化しやすいのですけれども、昔私が組合学校というところに1年間行ったときに、今でも印象があるのは、魚は無主物、要するに主はいないと。誰のものでもないということが無主物ということで、一番それがいまだに残っています。農業と漁業の違い。農業の場合は、目の前の田畑は、要するに個人所有のものであり、漁業の場合は無主物をとにかくとらなければならない、養殖は別ですけれども。その違いから、おのずと性格なり行動の範囲が違う。隣で漁場に行ったから、自分もこうしてられないと、出ていかなければ

ならないと。今の脇野沢の実情とすれば、例えば出航、ちょっと時間は詳しくはわかりませんが、5時からと決めたのが4時から、4時からと決めたのが3時半からというふうな、とにかく人よりも先、先、先というふうな行動に入ると。これが基本的には漁業の実態なのです。ですからこそ、協業化を進めた形で漁家の経営の安定化を図るべきと、そのように思っている次第です。

また、1人よりも2人、2人よりも3人という形でいけば、1人のときと違って2倍も3倍も仕事はかどるということは、漁業者は重々わかっているわけです。

もう一つ、脇野沢の場合は、もともと養殖に手をかける以前は網漁業で経営していたものですから、その隣との比較が常にあると。ですから、隣で幾らとったとすれば、うちはそれに負けられないというふうな、その流れをくんで、いまだにタラ網の、俗に「場とり」と言いますが、いい漁場に先に行って網を立てるという昔からの慣習がいまだに続いているというふうな認識を持っています。

現在、まだ陸奥湾だけに限って言えることかも知れませんが、ホタテ、ナマコ、脇野沢で言えばタラの水揚げ状況が好調がゆえに、急いで協業化をする必要もないというふうな、ちょっと安易な形の認識を持っているかも知れませんが、先ほど再三申しましたけれども、脇野沢地区の現状を理解していただきたく質問した次第でありますので、今後ともこの件に関しましては、市長よろしく、要望があった場合等是对応していただきたいと思っております。

次に、水道事業についてに移ります。それぞれ年度ごと、2年後、3年後、4年後、最終年度までの説明を大まかに説明していただきました。具体的には、十分わかりましたけれども、それに付随した、若干細かくなりますが、整備計画全体の

総事業費はどのぐらいになるのか。そしてまた、それに対して現段階での進捗率はどの程度か。この点について伺います。

○議長（白井二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） ご質問にお答えいたします。

西通地区簡易水道統合整備事業の総事業費及び進捗率についてであります。事業開始した平成23年度から完了予定の4年後までの総事業費は約73億2,200万円となっております。平成30年度末の事業費ベースでの進捗率は65.6%を見込んでおります。

○議長（白井二郎） 3番。

○3番（佐々木隆徳） 73億円、たしか八木沢浄水場の落成式といいますか、そのときに資料にあったかと思えますけれども、西通り地区、川内はもちろんかなり広い範囲になるのですけれども、先ほど言った1,500人を切るような状態の中で七十数億のお金をかけていただいているというふうな認識は十分ありがたく思っています。

再質問の2点目、離れた地区へ送水するために建設予定となっております新配水場の進捗状況はどのようになっているのか。場所等もわかりましたら、お知らせいただきたいと思えます。

○議長（白井二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 新配水場の進捗状況であります。脇野沢配水場につきましては、管理者答弁にありまして、赤坂地区に建設予定でありまして、来年度に造成整備、再来年度に本体工事を行いまして、完成の見込みとなっております。

また、畑配水場につきましては、今年度末までに関係機関への許可申請等を終えまして、来年に建設工事を行い、完成予定としております。

また、その他工事につきましても、順次整備計画のとおり行ってまいりますので、ご理解賜りた

いと存じます。

○議長（白井二郎） 3番。

○3番（佐々木隆徳） 2カ所ということで伺っていましたが、今ちょっと聞き取れなかったもので、畑はわかりましたが、もう一カ所の場所は、赤坂ですか。

（「赤坂地区になります」の声あり）

○3番（佐々木隆徳） はい、わかりました。

再質問3点目、最後ですけれども、九艘泊地区、源藤城地区には新たな管を埋設するのか、また今現在そのままつながっている管を使用するのか、その辺について伺います。

○議長（白井二郎） 公営企業局長。

○公営企業局長下水道部長（濱谷重芳） 脇野沢地区の配水管更新予定につきましては、脇野沢本村から西側の九艘泊地区につきましては、一部老朽管は更新いたしますが、基本的には既設管を利用することになります。北側につきましては、源藤城地区まで管路を全部更新する計画となっております。

○議長（白井二郎） 3番。

○3番（佐々木隆徳） 水道事業に対しましては、私はあと5年、5年と言いましたけれども、残り4年ということですね。事業完了後には、現在6カ所の浄水場が1カ所に集約されるわけで、大変企業局としては管理しやすくなると思えますが、正直言いますと、地元住民としては脇野沢のおいしい水が飲めなくなるという若干複雑な心境でもありますが、どうか計画どおりの完成を望み、次に移りたいと思えます。

観光につきましては、壇上で述べましたとおり、市の取り組みに対しては、本当に人口が少ないがゆえの取り組みに力を入れてもらっているということは、十分認識して感謝しておりますけれども、再質問というよりも、これからも、要するに単発

でなくて、継続した何らかの仕掛けを常に、お金のかけ方は、当然財政事情もあろうかと思えますけれども、今後とも長く続けていただきたいと。私より市長はずっと何倍もこれからこの世界で生きていくわけですから、とにかく小さな地区を見捨てることなくということをお願いしておきます。

仕掛けづくりの継続をお願いいたしまして、以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（白井二郎） これで、佐々木隆徳議員の質問を終わります。

ここで、午後2時35分まで暫時休憩いたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（白井二郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎原田敏匡議員

○議長（白井二郎） 次は、原田敏匡議員の登壇を求めます。1番原田敏匡議員。

（1番 原田敏匡議員登壇）

○1番（原田敏匡） 1番原田敏匡です。むつ市議会第239回定例会において、むつ市議会、平成最後の一般質問を務めさせていただきます。

まず、今年度をもって退職される職員の皆様には、これまで長きにわたり変化に富んだ時代を支え、尽力されてきたご功績とご労苦に対し、心から敬意を表する次第であります。これからも地域発展のためにご尽力をいただき、これからの人生が充実したものであるようご活躍とご健勝を心からご祈念いたします。

それでは、通告に従いまして、3項目4点について質問いたします。市長並びに理事者各位にお

かれましては、明快かつ前向きなご答弁をよろしくお願い申し上げます。

初めに、1項目め、今後の行財政運営について質問いたします。今後ますます厳しさを増すであろう財政を取り巻く状況の中、持続可能な行財政基盤の確立のため、既存事業はその目的や手段、市民ニーズ、費用対効果を厳しく精査し、抜本的な事業の見直しや廃止に積極的に取り組み、また新規事業の立案及び既存事業の予算増に当たっては、既存事務事業の見直しにより財源を捻出することを基本とした「選択と集中」による事業展開と予算編成がより一層求められます。

選択も集中も、職員と市民の理解がなければ進められません。特に既存事業の見直しや廃止については、大きな決断を迫られることと思います。限られた財源を有効に活用するため、事業の「選択と集中」については、これまでも市の予算編成方針にも取り込まれており、現状も取り組んでいるところではありますが、行政と市民が思いを共有するため、改めて市の基本的な考え方と、これまで取り組んできた成果をお伺いします。

続きまして、2項目め、負担金交付団体について質問いたします。昭和43年から下北半島内の6市町村、観光物産関係団体、交通関係等の民間事業者で組織された下北観光協議会が平成28年4月より、一般社団法人しもきたTABIあしすとと名称を変更し、新たなスタートを切りました。それまでの行政主導で行われていた情報発信をメインとした事業から、民間から職員を採用し収益を上げる事業を展開しておりましたが、昨年1年間に事業のかなめ、キーマンでもある事務局長を初め全事務局職員が退職する事態となりました。

しもきたTABIあしすとは、市から平成29年度は約1,900万円、平成30年度は約1,700万円の負担金が交付されており、平成31年度も当初予算で約1,900万円が予算計上されています。そう

いった市の立場から、今回の事態に対してどのような見解を持っているのかお伺いします。

続いて3項目め、選挙について質問いたします。1点目は、投票時間の短縮についてであります。現状むつ市の投票時間は原則として午前7時から午後8時までとなっております。近年の期日前投票の増加傾向、また日没後からの投票者数の推移を加味しますと、投票時間の繰り上げについて検討すべきではないかと考えます。もちろんこれには投票機会の確保といった観点からも慎重に議論されなければなりません、投票時間を短縮することにより、夜間の投票者の安全確保、立会人、選挙事務従事者の負担軽減、選挙経費の削減にもつながります。

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられた初の選挙となる2016年に行われた参議院議員通常選挙では、全国投票所の34.6%が投票終了時刻を繰り上げており、特に群馬県では9割の投票所で投票時間の繰り上げが実施されました。その後も繰り上げする市町村が増加傾向にあることから、本市でも今後検討する考えはないかお伺いします。

2点目は、市議会議員及び市長選挙に係る公費負担について、市内の事業者に限定する考えはないかであります。公職選挙法では、立候補しようとする人の金銭的な負担を減らし、資産の多少にかかわらず、立候補や選挙運動の機会を持てるようにするために、選挙運動費用の公費負担制度があります。これは、国または地方公共団体が候補者の選挙運動の費用の一部を負担する制度であります、市議会議員、市長選挙に係る各公費負担は100%市の予算から捻出されます。

公費は、候補者が契約した相手方に支払われ、そこに市内事業者、市外事業者の制限はありませんが、候補者がむつ市のために、むつ市民の幸せを目指しているにもかかわらず、選挙運動費用を市外の事業者と契約し、むつ市の公費を他地域に

落とすことに矛盾を感じるのは私だけでしょうか。また、議場で地域経済の活性化を叫ぶ立場として、道理が通りません。

そこで、市議会議員及び市長選挙に係る公費負担について、市内の事業者に限定する考えはないかお伺いします。

以上、3項目4点につきお伺いいたします。

これで壇上からの質問を終わります。

○議長（白井二郎） 市長。

（宮下宗一郎市長登壇）

○市長（宮下宗一郎） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、今後の行財政運営についてお答えいたします。限られた財源を有効活用するため、市民の皆様と行政が協働しながらまちづくりを総合的かつ計画的に推進するため、むつ市総合経営計画を策定して、各種施策にK P Iを設定し、市民の皆様様のチェックを受けながら、「選択と集中」を現在も図っているところでございます。

また、毎年度予算編成におきましても、常にゼロベースで厳しく見直ししながら、「選択と集中」を図っております。

次に、事業の見直しに伴う成果についてありますが、公共施設につきましては、むつ職業能力開発校、むつ市脇野沢海づり公園など、今定例会で施設の廃止に関する条例案を上程しております。また、市内企業の円滑な資金調達を支援するため、商工組合中央金庫に対し、貸し付けの原資を預託しておりましたが、市内企業への貸し付けは比較的大きな企業に限られ、近年は低金利であり、企業の資金調達が容易なことから、預託を廃止いたします。

一球入魂かぼちゃ生産拡大事業につきましては、地方創生推進交付金事業の終了に伴い廃止いたしますが、かわってむつ市産ニンニクブランドカアップ事業を開始し、むつ市産ニンニクのブラ

ンド化を目指していきます。

海外展示商談会・見本市出展事業につきまして、地方創生推進交付金事業の終了に伴い廃止することとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、負担金交付団体についてのご質問につきましては、担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会委員長。

（畑中政勝選挙管理委員会委員長

登壇）

○選挙管理委員会委員長（畑中政勝） 原田議員のご質問にお答えいたします。

まず、選挙についてのご質問の1点目、投票時間の短縮についてであります。これまでのむつ市の投票所閉鎖時刻の繰り上げ状況を申し上げますと、川内地区全部の13投票所、大畑地区の2投票所、脇野沢地区全部の6投票所、合わせて21投票所を平成19年7月執行のむつ市長選挙から1時間繰り上げ、午後7時までとしておりますが、これは合併後、午後10時としていた開票開始時刻を当該選挙から午後9時に変更したことによるものであります。

なお、大畑地区につきましては、期日前投票所の利用状況や投票終了1時間前の投票者数と開票所への投票箱の輸送方法について、あわせて検討し、4月7日施行の青森県議会議員一般選挙から全投票所を午後7時までとすることとしております。

このように、一部の投票所は1時間繰り上げしておりますが、議員ご指摘のとおり、投票日当日は投票立会人や事務従事者の皆さんに長時間にわたりご協力をいただいております。負担が大きいことは承知しておりますが、投票所の開閉時間の変更理由については、特別の事情のある場合に限られておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、市議会議員及び市長選挙に係る公費負担について、市内の事業者に限定する考えはないかについてであります。選挙運動用ポスターの作成費用などの公費負担については、条例の規定に基づき、候補者が契約した印刷業者などに選挙管理委員会が直接支払う形をとっております。この契約は、候補者と印刷業者などの自由意思によるものであり、選挙管理委員会はこれに関与できませんので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） 負担金交付団体についてのご質問にお答えいたします。

一般社団法人しもきたTABIあしすとの職員の退職については、個人情報に関することですので、お答えできませんが、現在は総会の承認を受けて、既に新事務局長と職員1名の体制で事業が実施されており、新年度からはさらに職員2名が加わり、事業の推進体制に支障はないものと認識しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） ご答弁ありがとうございます。まず、選挙について再質問させていただきます。

答弁にもありましたけれども、夜間帯というか、日没後、投票者数少ないというお話でしたが、実際に午後7時から午後8時までどの程度の投票者数というか、全体から見てパーセンテージがあるのか、お知らせ願います。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（濱田賢一） 平成29年10月の衆議院議員総選挙時のデータになります。午後7時から午後8時までの投票者数は、一部繰り上げしておりますので、48投票所の合計になります。218人で、全投票者数2万8,228人に対して0.8%となります。



以上です。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 48投票所というお話だったのですけれども、実際一人も来なかったという投票所はあるのでしょうか。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（濱田賢一） 件数までは、ちょっと今数えないとわからないのですが、ゼロまた1という投票所は何カ所かあります。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） わかりました。壇上でも言いましたけれども、投票機会の確保というのは非常に重要な問題ですけれども、現在お伺いした数も加味しまして、ぜひちょっと検討していただきたいなと思います。

例えば今回1時間という時間帯で見たのですけれども、これ2時間でもいいのかなと。その数字、午後6時から午後8時までの投票率というのは今回お伺いしませんけれども、そういった視点から見て、ちょっと検討していただきたいなと。試しにというか、例えば1時間繰り上げた場合、人件費だけ見ると、どの程度削減できると予測ができるのか、もしわかればお伺いします。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（濱田賢一） 投票日当日の投票所に係る主な経費としては、投票立会人や選挙事務従事者の報酬及び投票所借上料となりますが、報酬につきましては日額となっており、投票所借上料につきましても、ほとんど定額での支払いとなっているため、経費に大きな変動はないものと考えております。

以上です。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） そうすると、今のご答弁を踏まえて質問いたすのですけれども、ことしから大

畑地区全投票所、1時間削減になったのですけれども、例えば日当というお話でしたので、時給で例えば1時間減るとかという感覚はなくて、今回の大畑地区の投票所が全部1時間繰り上げになったとしても、日当は同じという考えでよろしいのですよね。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（濱田賢一） 現状で申し上げますと、投票立会人、それから投票管理者、条例で定めているのは日額で定めています。また、選挙管理委員会事務局で内規として定めている従事者の報酬も、現状日額で定めております。ですが、総務省では国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律を一部改正し、閉鎖時刻の繰り上げを行った投票所に係る減算規定を設けることを予定しており、選挙管理委員会としては今後の推移を見守りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） そうすると、今後例えば1時間繰り上げた場合は減額になっていくという可能性もなきにしもあらずというお話でしたので、これことし選挙、最低でも4回ありますけれども、ことしからもうやってくださいとは言わないのですけれども、今回の4回を踏まえて、そういった夜間の投票の集計とか、その辺ちょっととっていただいて、検討材料にして、次に向けて、来年度に向けて検討していただきたいなと思います。

次に、2番目に移ります。これは、候補者に委ねられるということだったのですけれども、直近の市議会議員選挙と、あと市長選挙において、市外業者に公費負担した件数と額を公表できるようであれば、お伺いします。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（濱田賢一） ご質問にお答えします。

選挙後、候補者から提出される選挙運動に関する収支報告書の保存期間が経過し、閲覧はできないこととなっており、公表すべき事項ではないと考えておりますので、ご理解願います。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） わかりました。例えば発想を変えると、もちろん公費には限度額があります。幾ら使ってもいいというわけではなくて、限度額があるのですけれども、たとえ市外の業者であっても、例えば限度額の半分とか、そういった極端に安い公費負担をしている方でしたら、市の財政に寄与しているのかなという考え方もあるのですけれども、あるかないかだけでも公表できないですか。

○議長（白井二郎） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（濱田賢一） 先ほど申し上げましたとおり、もう閲覧できないということです。知ることができないことを申し上げることはできませんので、ご理解願いたいと思います。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 了解いたしました。

次に、2 項目めの負担金交付団体について質問いたします。もちろん退職した理由等々は、団体も違いますし、問うことはいたしません。ただ、一般的に考えて、負担金を市が出しているわけですから、その点そういった団体、問題ではないかとか、今後どうしていくべきか、そういう議論は一切なかったのか、お伺いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） 事業を継続して実施できる体制であるかどうかということが重要でありまして、そういう意味では、先ほどご説明させていただきましたけれども、新事務局長、それから職員 1 名の体制で今継続して事業をしてございますので、特に問題がない状況であると理解しております。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） わかりました。そうすると、先ほど中村議員の質問にも次期総合戦略の話の中に DMO というお話もありました。しもきた T A B I あしすとの事業の一つに、DMO 推進事業がありまして、しもきた T A B I あしすとで、専門職もそれに向けて採用したわけですが、そういった専門職が退職したことで DMO 推進事業自体には影響がなかったのかどうかお伺いします。

○議長（白井二郎） 経済部長。

○経済部長（三上達規） お答えいたします。

専門職はマーケティングの専門職としていた職員ですけれども、今年度におきまして、既にデータの関係は収集しております。アンケート調査を実施しておりますし、来年度も来年度の体制で継続してアンケート調査を実施して、その分析をするということで、DMO の法人登録までには特に影響はないものと認識しております。

○議長（白井二郎） 1 番。

○1 番（原田敏匡） 2 項目め、最後質問させていただきます。

しもきた T A B I あしすとが発足したときに、5 年間で収益を上げる体制をつくり、自治体負担なしで自立経営するという目標がなされていたと思います。現状 3 年間経過して、これまでの法人の収益状況等、総会で報告を受けていると思うのですが、市として今後この負担金の推移をどのように見通しているのか、最後お伺いします。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

そのときに、これは理事長としての言葉だったと思いますけれども、5 年間で主体的に観光振興に取り組んでもらいたいという趣旨の目標であります。そうした中で、一つの指標として自走できるようにということで申し上げたところだと思っておりますが、これ現状も新事務局長にもそのようにお

伝えしておりますし、これに向かって法人に努力していただきたいと思うのですが、たださはさりながら、現在の負担金を収入にしているという構造はこの5年間でただちに改善するとは思っておりません。ただ、それに向かって少しずつ努力をしていただきたいと私は考えております。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） わかりました。市長が強かに推進するジオパークにも、このしもきたTABIあしすとというのは深くかかわってくることと思いますので、市と連携して、先ほど言った市長の目標に向かって進んでいただきたいと思います。

最後に、行財政運営について質問いたします。今後政策的事業とか投資的事业において同一事業を長期、例えば5年以上にわたり実施している場合、事業の実施状況や成果の確認、これはもちろん行っているという答弁でしたけれども、終わりの設定、終期設定を付加して検討する必要があると考えますが、現状そういった終期設定をされている事業とか、また今後終期設定をしていく考えはあるのかどうかお伺いします。

○議長（白井二郎） 財務部長。

○財務部長（吉田 真） お答えいたします。

予算編成の中で終期設定をしているものがあるかということでございますが、例えば補助金を使って事業をやる場合は、その補助金がなくなった場合終期ということで、廃止することもございますが、通常は予算編成の中で、先ほど市長答弁にもありましたように、ゼロベースで厳しく見直しておりますということでございます。

以上です。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） 今ちょうど予算議会でございます、予算資料とか細かくその事業の詳細、そして補助金の各交付団体の説明がなされている資料とか、いろいろいただいているのですけれども、

政策自体の将来展望とか将来性を見越したものは、またおいておいて、予算の数字だけ見ると、どうしても単年度予算ですので、単年度の審査という形になるのですけれども、もし今後できるのであれば、そういった事業前に終期設定を設けていただいて、それを資料としていただければ、もちろん審査自体は単年度なのですけれども、ある程度財政状況を視野に入れながら検討できるのかなという思いもありますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

そうすると、最後に「選択と集中」を進めていく際に、市民協働、この力がどうしても必要です。その推進が今まで以上に求められ、これからの市政運営にとって、市民の力は非常に重要となります。

そこで、具体的に民間活力を利用し、これまで拡充した事業、また新規事業、現在検討されている事業等ありましたら、お知らせ願います。

○議長（白井二郎） 市長。

○市長（宮下宗一郎） お答えいたします。

まず終期設定ということでいくと、これは非常に重要な論点なのですが、そもそも予算は単年度主義ですので、事業実施には、先ほど部長も答弁したとおり、毎年度ゼロベースで見直すということは毎年度終期が来ているというふう考えるべきなのです。ただ一方で、例えば今回目玉で上げております下北Project（学びのイノベーション）とか、そういった地方創生をお願いしているような事業は、例えばそれは3年間でやるということで終期設定が行われている。ところが、その終期設定を行っているのですが、その後もその事業をやったことによって、レガシーというか、その遺産がずっと引き継がれているという部分でいけば、それは終期設定と言うのかどうかというのはちょっと微妙なところですよ。

もう一つあるのが、例えばインフラの事業で、

側溝の整備をまちのある部分でやっていきますと。ここまでで終わりますか、それとも先に進めますかということも、これは終期設定の一つだと思うのですが、それはやはり5年計画だとしたら5年でやって終期が来ると。例えば今回提案した中でいけば、大湊浜通線の融雪溝なんていうのは、そういう部分があるというふうに理解しています。ですから、終期設定を必ず各事業で設定しなければいけないかという、決してそうではなくて、自動的に我々行政の中では、予算単年度主義の中でそういったことが含まれているというふうにならず理解いただきたいと思います。

これから「選択と集中」を進めていく中で市民協働の事業、具体的にどのような形でやっていくかということ、どのようなものがあるかというご質問ですけれども、例えば今「花咲か大作戦」やっておりますし、またむつ市道路・水辺のサポーターとしてボランティアの方々にお手伝いをいただいているところもあります。また、ハード事業では、脇野沢コミュニティセンターの建設、今も運営もさせていただいているところですし、そういった意味で、財政がこういうふうに厳しい中で市民の皆様の協力を仰ぎながら事業を進めていくということは、これはむつ市、これからの大前提になりますので、積極的に市民協働を推進しながら、「選択と集中」をしつつ行政経営に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（白井二郎） 1番。

○1番（原田敏匡） もちろん市長のおっしゃっており、全ての事業に終期設定を設ける必要はないと思っています。普通建設事業なり扶助費なり、市の裁量ではいかんともしがたいところもございまして、ただできる限りそういった設定を設けていただくと非常に審査しやすくなるのかなと、将来性も見ながらという観点をお願いしまして一般質問を終わります。

○議長（白井二郎） これで、原田敏匡議員の質問を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（白井二郎） 以上で本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月7日は議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（白井二郎） ご異議なしと認めます。

よって、明3月7日は議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、3月8日は議案質疑、委員会付託、一部採決、予算審査特別委員会設置及び付託、予算審査特別委員会委員の選任、請願上程及び委員会付託を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時06分 散会